吸収合併に係る事後開示書類
（会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく書類）

2022 年 7 月 1 日

東京都江東区大島二丁目 1 番 1 号
株式会社 LIXIL
取締役 代表執行役社長 兼 CEO 瀬戸　欣哉

当会社は、LIXIL グループファイナンス株式会社（本店所在地：東京都江東区大島二丁目 1 番 1 号。以下「LIXIL グループファイナンス」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2022 年 7 月 1 日を効力発生日として、当会社を吸収合併存続会社、LIXIL グループファイナンスを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日
   2022 年 7 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過
   (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
   会社法第 784 条の 2 の規定に基づき、LIXIL グループファイナンスに対して本合併をやめることの請求をした株主はいませんでした。
   (2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過
   LIXIL グループファイナンスには会社法第 784 条第 1 項本文に規定する特別支配会社である当会社以外の株主はいませんでしたので、LIXIL グループファイナンスは会社法第 785 条の規定による手続を行っておりません。
   (3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過
   LIXIL グループファイナンスは新株予約権を発行していませんでしたので、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。
   (4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過
   LIXIL グループファイナンスは、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、2022 年 5 月 20 日付の官報において、債権者に対し、本合併に対して異議申述をすることが

できる旨の公告を行い、かつ、2022年5月18日付で知れている債権者に対し各別の催告を行いましたが、異議申述期限までに同条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続株式会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過
本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、会社法第796条の2の規定の適用はありません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過
当会社は、会社法第797条第3項及び第4項の規定に基づき、2022年5月20日より株主に対して電子公告による公告を行いましたが、本合併は会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、会社法第 797 条第 1 項但書により、株主に株式買取請求権はありません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過
当会社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2022年5月20日付の官報及び同日付の電子公告において、債権者に対し、本合併に対して異議申述をすることができる旨の公告を行いましたが、異議申述期限までに同条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
当会社は、本合併の効力発生日である2022年7月1日をもって、LIXILグループファイナンスからその資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く。）
別紙のとおり。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日
2022年7月14日までに会社法第921条の変更の登記を申請する予定です。

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以　上

別紙

LIXIL グループファイナンス 事前開示書面

吸収合併に係る事前開示書類
（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく書類）

2022 年 5 月 20 日

東京都江東区大島二丁目 1 番 1 号
LIXIL グループファイナンス株式会社
代表取締役社長　松本 佐千夫

当会社は、2022 年 5 月 12 日付で株式会社 LIXIL（本店所在地：東京都江東区大島二丁目 1 番 1 号。以下「LIXIL」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2022 年 7 月 1 日を効力発生日として、LIXIL を吸収合併存続会社、当会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うこととしました。本合併に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収合併契約書の内容
   別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価がないことの相当性に関する事項
   LIXIL は本合併に際して当会社の株主に対して LIXIL の株式その他の金銭等の交付を行いませんが、当会社は LIXIL の完全子会社であることから、かかる取扱いは相当と判断しております。また、当会社には LIXIL 以外の株主は存在せず、会社法施行規則第 182 条第 3 項第 3 号に記載された事項はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項
   該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項
   該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項
   (1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
   別紙 2 のとおりです。

(2) 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

● 本社の移転

LIXIL 及び一部グループ会社は、2022 年 8 月より本社を住友不動産大崎ガーデンタワーに移転します。

● ハウジング事業の生産体制再編

LIXIL は、ハウジング事業の生産体制を最適化するため、横浜工場の操業を 2023 年 3 月に停止することを決定しました。

● 株式会社 LIXIL 沖縄販売の吸収合併

LIXIL は、2022 年 4 月 1 日を効力発生日として、LIXIL の連結子会社である株式会社 LIXIL 沖縄販売を吸収合併しました。

● 自己株式取得及び消却

LIXIL は、以下のとおり自己株式取得及び消却の実施を決定しました。

(1) 取得に係る事項の内容

①	取得対象株式の種類	LIXIL 普通株式
②	取得し得る株式の総数	5,900,000 株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 2.03%）
③	株式の取得価額の総額	100 億円（上限）
④	取得期間	2022 年 5 月 2 日～2022 年 7 月 29 日
⑤	取得の方法	東京証券取引所における市場買付

(2) 消却に係る事項の内容

①	消却する株式の種類	LIXIL 普通株式
②	消却する株式の総数	現在保有する自己株式のうち 22,280,000 株及び上記(1)により取得した自己株式の全株式数
③	消却予定日	2022 年 8 月 31 日

6. 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併後の LIXIL の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれています。また、本合併後に LIXIL の債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ予想されていません。

よって、本合併の効力発生日以後における LIXIL の負担する債務について、履行の見込

みがあると判断いたします。

以　上

別紙１　吸収合併契約書

（次頁以降に添付）



吸収合併契約書

株式会社 LIXIL（以下「甲」という。）及び LIXIL グループファイナンス株式会社（以下「乙」という。）は、2022 年 5 月 12 日、甲乙間の合併に関して、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（合併の方法）
甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本件合併」という。）をする。

第 2 条（合併当事会社の商号及び住所）
本件合併における当事会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲　　吸収合併存続会社
商号：株式会社 LIXIL
住所：東京都江東区大島二丁目 1 番 1 号

乙　　吸収合併消滅会社
商号：LIXIL グループファイナンス株式会社
住所：東京都江東区大島二丁目 1 番 1 号

第 3 条（合併の効力発生日）
本件合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022 年 7 月 1 日とする。ただし、本件合併のいずれかの手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、協議の上、これを変更することができる。

第 4 条（合併に際して交付する株式等）
甲は、本件合併に際して、乙の株主に対して、株式その他の対価の交付は行わない。

第 5 条（資本金及び準備金の額に関する事項）
本件合併により甲の資本金及び準備金は増加しない。

第 6 条（株主総会における承認）
甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併手続により、また、乙は、会社法第 784 条第 1 項に基づく略式合併手続により、株主総会の承認決議を経ずに本件合併を行うものとする。ただし、本件合併の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、協議の上、これを変更することができる。

第 7 条（本契約の解除等）
本契約の締結後効力発生日に至るまでの間に、不可抗力その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じたとき、その他甲及び乙が、本契約を変更又は解除することが互いに有益であると合意したときは、甲及び乙は、協議の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 8 条（本契約の規定以外の事項）
本契約に定めるもののほか、本件合併に関し必要な事項については、甲及び乙は、協議の上、これを定める。

本契約の成立の証として、本契約書 1 通を作成し、甲及び乙の代表者が記名押印した上、甲が原本 1 通を保有し、乙はその写しを保有する。

2022 年 5 月 12 日

甲：
東京都江東区大島二丁目 1 番 1 号
株式会社 LIXIL
取締役 代表執行役社長 兼 CEO 瀬戸　欣哉　㊞

乙：
東京都江東区大島二丁目 1 番 1 号
LIXIL グループファイナンス株式会社
代表取締役社長　松本 佐千夫　㊞

別紙２　LIXIL の最終事業年度に係る計算書類等（事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、監査報告及び会計監査報告）の内容

（次頁以降に添付）

第７９期 事業報告

自　２０２０年　４月　１日
至　２０２１年　３月　３１日

株式会社ＬＩＸＩＬ
東京都江東区大島二丁目１番１号

１．企業集団の現況に関する事項

当社は2020年５月に当社の連結子会社であったPermasteelisa S.p.A.（以下「ペルマスティリーザ社」）の株式譲渡を決定したこと（2020年９月に株式譲渡を完了済み）及び2020年６月に当社の連結子会社であった株式会社ＬＩＸＩＬビバ（以下「ＬＩＸＩＬビバ社」）の株式譲渡が決定したこと（2020年11月に株式譲渡を完了済み）から、連結計算書類の作成上、ペルマスティリーザ社及び同社子会社並びにＬＩＸＩＬビバ社の事業をそれぞれ非継続事業に分類しております。このため、売上収益、事業利益、営業利益及び税引前利益については、非継続事業を除いた継続事業の金額を記載しております。また、前年同期実績も同様に組み替えております。

（１）事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済活動や社会活動が大きく抑制された結果、個人消費や企業収益が急速に悪化する等、極めて厳しい状況で推移いたしました。その後、社会経済の活動レベルの段階的な引き上げや新型コロナワクチンの早期普及への期待等によって持ち直しの動きはみられましたが、再度の感染拡大により緊急事態宣言が再発令される等、未だ先行きが不透明な状況が続いております。住宅投資に関しては、貸家及び分譲住宅が依然として前年割れの状況が続いており、一方で直近では持家が明るい兆しはみられるものの、新設住宅着工戸数は中長期的にも減少傾向が見込まれ、当社にとっては引き続き厳しい環境となっております。

世界経済に関しては、新型コロナウイルス感染症の拡大は日本国内よりも深刻な状況であり、主要都市のロックダウン（都市封鎖）や外出禁止令等により社会経済活動が大きく制限され、その後の各国政府の財政政策等により段階的に回復基調に戻りつつありますが、収束の目途が立たない中、日本国内と同様に景気の先行きは不透明な状況となっております。また、各国・地域における社会経済活動の制限緩和や経済対策による需要の回復に差があることに加え、世界的なコンテナ不足による海上輸送のひっ迫、原材料価格の高騰やウッドショックの深刻化等不確実な要素もあり、今後も経済動向を注視していく必要があります。

このような環境の下、当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」）の当連結会計年度における業績は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済活動の停止により上半期は大きな落ち込みとなった一方で、下半期は海外事業、特に米国と欧州を中心に需要の回復がみられたものの、売上収益は１兆3,782億55百万円（前年同期比9.0％減）と減収となりました。利益面においては、国内事業における継続的な粗利率改善活動の効果に加え、従業員の生産性向上を図る各種施策やコロナ禍における経費抑制策等による販売費及び一般管理費の削減により減収の影響を補うことができた結果、事業利益は572億88百万円（前年同期比9.6％増）と増益となりました。また、営業利益は国内事業の活性化に向けた包括的な人事プログラム「変わらないと、ＬＩＸＩＬ」の一環として３月に実施した希望退職プログラム「ニューライフ」にかかる一時費用があったものの、一部子会社の売却益等もあり358億42百万円（前年同期比12.0％増）と増益となりました。一方で、税引前利益は前連結会計年度に計上した関連会社に対する持分の処分益109億77百万円の剥落の影響により338億４百万円（前年同期比17.4％減）、継続事業からの当期利益は163億68百万円（前年同期比41.0％減）とそれぞれ減益となりました。

また、ペルマスティリーザ社及びＬＩＸＩＬビバ社の売却にかかる損益を含む非継続事業からの当期利益は212億19百万円（前年同期は140億56百万円の非継続事業からの当期損失）となりました。以上の結果、非支配持分を控除した親会社の所有者に帰属する当期利益は330億48百万円（前年同期比1.6倍）と大幅な増益となりました。

(注) 事業利益は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出しております。

事業別の概況は次のとおりであります。なお、ペルマスティリーザ社の株式譲渡を決定したことに伴い、従来「ビルディングテクノロジー事業」に含めていたペルマスティリーザ社及び同社子会社の事業を非継続事業に分類しております。また、ＬＩＸＩＬビバ社の株式譲渡が決定したことに伴い、従来「流通・小売り事業」に含めていたＬＩＸＩＬビバ社の事業を非継続事業に分類しております。このため、前年同期実績も同様に組み替えております。

また、事業別の売上収益は事業間取引消去前であり、事業利益は全社費用控除前であります。

［ウォーターテクノロジー事業］

ウォーターテクノロジー事業においては、国内、海外ともに当連結会計年度を通して新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたことに加え、国内事業は新設住宅着工戸数の落ち込みによる需要減少や前連結会計年度における消費税増税前の需要増の反動等もあり厳しい状況となった一方で、海外事業は下半期における北米地域、欧州・中東・アフリカ地域及び中国地域の急速な需要回復等もありましたが、売上収益は7,838億５百万円（前年同期比5.4％減）と減収となりました。一方で、事業利益は売上収益の減少に伴う粗利減を商品価格の見直しや販売費及び一般管理費の抑制等で補ったこと等から621億48百万円（前年同期比1.0％増）と増益となりました。

［ハウジングテクノロジー事業］

ハウジングテクノロジー事業においては、ウォーターテクノロジー事業と同様、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたことに加え、新設住宅着工戸数の落ち込みによる需要減少や前連結会計年度における消費税増税前の需要増の反動等もあり、売上収益は4,742億91百万円（前年同期比12.5％減）と減収となりましたが、事業利益はプラットフォーム化の進捗に伴う生産効率の改善効果やリフォーム売上比率向上による粗利率の改善に加え、販売費及び一般管理費を抑制したこと等が奏功し、314億35百万円（前年同期比11.1％増）と増益となりました。

［ビルディングテクノロジー事業］

ビルディングテクノロジー事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、オリンピック・パラリンピック需要の収束による国内需要減等の厳しい環境もあり、売上収益は933億75百万円（前年同期比17.2％減）、事業利益は受注粗利の改善施策や販売費及び一般管理費の抑制等で補ったものの26億11百万円（前年同期比2.2％減）と減収減益となりました。

［住宅・サービス事業等］

住宅・サービス事業等においては、引き続き重点施策であるＢtoＣビジネス等の新事業領域の伸長があったものの、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、前連結会計年度における消費税増税前の旺盛な新築需要が減少したこと等から、売上収益は465億56百万円（前年同期比13.8％減）、事業利益は21億36百万円（前年同期比28.4％減）と減収減益となりました。

事業別の売上収益及び事業損益

事業区分	2020年連結会計年度（自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）		2021年連結会計年度（自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）		前年同期比増減	
	売上収益（百万円）	事業損益（百万円）	売上収益（百万円）	事業損益（百万円）	売上収益（％）	事業損益（％）
ウォーターテクノロジー事業	828,527	61,524	783,805	62,148	△5.4	1.0
ハウジングテクノロジー事業	542,204	28,288	474,291	31,435	△12.5	11.1
ビルディングテクノロジー事業	112,774	2,671	93,375	2,611	△17.2	△2.2
住宅・サービス事業等	54,019	2,984	46,556	2,136	△13.8	△28.4
消去又は全社	△23,075	△43,177	△19,772	△41,042	－	－
合計	1,514,449	52,290	1,378,255	57,288	△9.0	9.6

（注）非継続事業に分類した事業は含めておりません。

（２）設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額（使用権資産を含む）は、655億81百万円であります。主なものは新製品開発投資や合理化及び設備の維持更新投資等であります。

（３）資金調達の状況

当連結会計年度においては、連結子会社のリファイナンス資金等に充当するため、長期借入により836億96百万円、普通社債の発行により500億円の調達を行っております。

（４）吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度において、当社と当社の特定完全子会社であった株式会社ＬＩＸＩＬ（以下「旧株式会社ＬＩＸＩＬ」）は、2020年12月１日付で当社を存続会社とする吸収合併を行いました。また、本吸収合併と併せ、同日を以て、当社は「株式会社ＬＩＸＩＬ」に商号変更いたしました。

（５）他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

旧株式会社ＬＩＸＩＬは、2020年９月30日付で保有していたペルマスティリーザ社の発行済普通株式の100％を、Atlas Holdings LLCに譲渡いたしました。

当社は、2020年６月９日開催の取締役会決議に基づき、アークランドサカモト株式会社（以下「アークランドサカモト社」）及び当社の連結子会社であったＬＩＸＩＬビバ社との間で、ＬＩＸＩＬビバ社の普通株式に対しアークランドサカモト社が実施する現金対価の公開買付け（以下「本公開買付け」）並びに本公開買付けの成立を条件とするＬＩＸＩＬビバ社の普通株式の株式併合及びＬＩＸＩＬビバ社の自己株式取得による当社保有のＬＩＸＩＬビバ社の全普通株式のＬＩＸＩＬビバ社への譲渡（以下「本株式譲渡」）を通じた、アークランドサカモト社によるＬＩＸＩＬビバ社の完全子会社化、その他これらに付随又は関連する取引等（総称して以下「本取引」）に関する覚書を締結すると共に、アークランドサカモト社との間で本取引に関する合意書を締結いたしました。なお、これらの締結後、本株式譲渡に必要な諸手続を経て、2020年11月９日付で株式譲渡を実行いたしました。

当社は、2021年１月６日付で当社の連結子会社であった株式会社川島織物セルコン（以下「川島織物セルコン社」）の発行済普通株式の100％を、川島織物セルコン社の自己株式の買い取りに応じることにより譲渡いたしました。

また、当社の連結子会社である株式会社ＬＩＸＩＬ住生活ソリューションは、2021年３月９日付で当社の連結子会社であったジャパンホームシールド株式会社（以下「ジャパンホームシールド社」）の発行済普通株式の100％を、みずほキャピタルパートナーズ株式会社が業務受託するＭＣＰ５投資事業有限責任組合に譲渡いたしました。

（６）財産及び損益の状況の推移

区　　分	2018年 連結会計年度 （自 2017年４月１日 至 2018年３月31日）	2019年 連結会計年度 （自 2018年４月１日 至 2019年３月31日）	2020年 連結会計年度 （自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）	2021年 連結会計年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）
売上収益　（百万円）	1,829,344	1,692,432	1,514,449	1,378,255
事業利益　（百万円）	76,046	54,485	52,290	57,288
営業利益　（百万円）	59,107	49,011	32,010	35,842
親会社の所有者に帰属する当期利益又は親会社の所有者に帰属する当期損失（△）　（百万円）	54,581	△52,193	12,518	33,048
基本的１株当たり当期利益又は基本的１株当たり当期損失（△）　（円）	189.13	△179.98	43.15	113.92
資産合計　（百万円）	2,107,131	2,059,544	2,091,529	1,741,814
親会社の所有者に帰属する持分　（百万円）	616,897	533,656	502,165	552,271
１株当たり親会社所有者帰属持分　（円）	2,128.77	1,839.59	1,730.99	1,902.89
親会社所有者帰属持分比率　（%）	29.3	25.9	24.0	31.7

（注）１．事業利益は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出しております。
２．当社は2020年５月に、当社の連結子会社であったペルマスティリーザ社を売却することを決定したため、2020年連結会計年度において、ペルマスティリーザ社及び同社子会社の事業を非継続事業に分類し、2019年連結会計年度の売上収益、事業利益及び営業利益を組み替えて表示しております。また、当社は2020年６月に、当社の連結子会社であったＬＩＸＩＬビバ社を売却することを決定したため、2021年連結会計年度において、ＬＩＸＩＬビバ社の事業を非継続事業に分類し、2020年連結会計年度の売上収益、事業利益及び営業利益を組み替えて表示しております。したがって、2019年連結会計年度、2020年連結会計年度及び2021年連結会計年度の売上収益、事業利益及び営業利益の金額は、継続事業の金額であり、非継続事業は含んでおりません。

（７）対処すべき課題

当社グループは、起業家精神にあふれ、持続的な成長を通じて社会に貢献できる組織の構築を目指し、中期計画の４つの柱に基づいた主要施策を着実に推進しております。

［中期計画の４つの柱］

１．持続的成長に向けた組織を作る

当社グループは、変化に俊敏に対応できるような環境を構築するため、組織文化の変革を進めております。従業員が起業家精神を発揮し、活発な意見交換や実験的な取り組みを行えるような組織風土を醸成していきます。また、従業員が互いを尊重し、刺激を受け合い、熱意を持って取り組むことができるような環境を作るとともに、社会的に意義のある大きな目標の達成を通じて従業員が一つになることができるような企業を目指してまいります。

２．魅力ある差別化された製品の開発

当社グループは、多様なライフスタイル、ニーズや嗜好に対応する強いブランドを有し、こうしたブランドに対する投資とその真髄となるＤＮＡの強化を進めることで、利益ある成長につなげていきます。また、変化する消費者ニーズや嗜好に対応できるよう、イノベーション、デザイン、品質の向上をさらに追求していきます。さらに、製品開発のための強い知的財産の基盤を持ち、短いサイクルで差別化された製品を市場投入できるよう「アセットライト」のビジネスモデルへ移行するとともに、国内の組織構造の見直しを行い、製品開発、生産、販売の機能を一組織に統合することで、製品開発サイクルのスピード向上を図ってまいります。

３．競争力あるコストの実現

当社グループは、バランスシートと利益率の改善に向け、新技術やインフラの活用により、効率的で柔軟なサプライチェーン管理体制を構築し、コスト管理を向上させます。さらに、間接部門の生産性を高め、必要とする部門に人員の再配置を行う等の施策推進を通じて、コスト効率の向上につなげてまいります。

４．エンドユーザー・インフルエンサーへのマーケティング

当社グループは、エンドユーザー、並びに工事業者、デザイナー及び工務店等のインフルエンサーとの接点の拡充を図ります。また、「リクシルＰＡＴＴＯリフォーム」をはじめとする新サービスの推進を通じて、リフォームに対するエンドユーザーの不安を取り除き、日本における新たなリフォーム需要を創出してまいります。

［当連結会計年度における４つの優先課題と進捗状況］

①組織の簡素化と基幹事業への集中

当社グループは、前連結会計年度に引き続き、ペルマスティリーザ社（2020年9月）、ＬＩＸＩＬビバ社（2020年11月）等子会社の株式譲渡を実施いたしました。これは、基幹事業である水回り事業及び住宅建材事業への更なる注力を図り、当社グループの統合強化によるシナジーの最大化や効率化を目指す取り組みの一環であります。加えて、バランスシートの強化、キャッシュ・フローの改善や債務の削減、運転資本効率の改善等により、財務基盤の強化を図ることができ、基幹事業において収益性の高い成長分野に更なる投資を行うことが可能となりました。

また、当社は、当社の完全子会社であった株式会社ＬＩＸＩＬとの合併を2020年12月に実施し、純粋持株会社から事業会社として事業運営を行う体制に移行いたしました。また、国内組織体制の簡素化を実施したことにより、意思決定の迅速化を図り、さらには生産性を向上させ、当社グループの最大市場である日本において事業運営にかかるコストを削減することができるものと考えております。

②国内事業の活性化

日本は当社グループにとって最大の市場であり、グローバルに展開するイノベーションを生み出すという重要な役割を担っています。一方で、国内では人口減少に伴い、新築住宅市場も縮小しています。そのような中、国内事業は高コスト体質と従来型の人事システムという課題を抱えており、市場の変化に左右されやすい事業構造となっておりました。厳しい事業環境においても持続的な発展をしていくためには、国内事業の生産性と収益性を高め、キャッシュジェネレーターへと転換させていかなくてはなりません。

当社グループは、国内事業の活性化に向けた包括的な人事プログラム「変わらないと、ＬＩＸＩＬ」を推進し、実力主義に基づく組織文化への転換を進めております。国内においては、顧客志向の徹底や、あらゆる世代のキャリア開発支援、従業員のエンゲージメント強化を目的とした施策を実施しております。また、人事施策の一つとして早期退職優遇制度（キャリアオプション制度）を導入し、多くの日本企業が直面する従業員の年齢構成の課題にも対応しております。

③グローバル水回り事業の成長促進

当社グループは、グローバルシェアの拡大を目指し、水回り事業を中心に各国、各地域で収益性の高いカテゴリーへの参入に注力するとともに、グローバルな資産とブランドポートフォリオを活かして地域ごとの戦略を強化してまいります。また、当社グループは各地域の市場を牽引するパワーブランドで独自のポジションを築いており、ブランドの定義を明確化・差別化することによりグローバル市場を舞台にその強みや信頼性を最大限に活用し、さらなる成長を目指します。

④将来性のある革新的な新規事業の創出

当社グループは、新規事業に時間とリソースを投入していかない限り長期的に持続可能な成長は達成できないものと考えており、この取り組みを通じて将来に向けた成長につながる機会を生み出しております。例えば、ビジネスのデジタル化と自動化は、このようなイノベーションを創出する機会となりました。日本で導入したオンラインショールームは、購買プロセス全体における利便性を高めることで、エンドユーザーに新しい価値を提供しております。デジタル化により、どこからでも好きな時間にオンラインショールームのサービスを利用することができ、その場で見積りも確認することができます。さらに、ビジネスパートナーと競合するのではなく、彼らをサポートするという全く新しいデジタル環境を構築し、競合他社に対して大きな優位性を確立することができました。

前連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、誰もが想像できなかったようなスピードで、社会や経済、私たちの働き方や暮らし、価値観等様々な側面で大きな変化が生まれました。そのような環境の中で、当社グループは、お客様やお取引先様、従業員やその家族等あらゆるステークホルダーの安全と健康を最優先に考え、感染拡大の抑止に努めるとともに、世界の人びとの健康で快適な暮らしを支えるという企業としての使命を果たすことができるよう、事業継続に注力してまいりました。

当社グループは、「ニューノーマル」における健康、快適、安心・安全な暮らしの実現に向けて、そして「世界中の誰もが願う、豊かで快適な住まいの実現」のために、引き続き経営陣と従業員が一丸となって邁進してまいります。

（8）主要な事業内容

当社グループは、事業活動を通じて、「世界中の誰もが願う、豊かで快適な住まいの実現」という企業としての存在意義を追求し、また、ウォーターテクノロジー事業、ハウジングテクノロジー事業、ビルディングテクノロジー事業及び住宅・サービス事業等を主要な事業内容とし、関連するサービス等の事業活動を展開しております。各事業の主要製品及び商品等は、次のとおりであります。

事業区分	事業内訳（主要製品及び商品等）	
ウォーターテクノロジー事業	水回り設備	（衛生機器、シャワートイレ、水栓金具、手洗器、浴槽、ユニットバス、スマート製品、シャワー、洗面器、洗面カウンター、システムキッチン等）
	その他	（住宅・ビル外装タイル、内装タイル等）
ハウジングテクノロジー事業	金属製建材	（住宅サッシ、玄関ドア、各種シャッター、門扉、カーポート、手摺、高欄等）
	木質内装建材類	（窓枠、造作材、インテリア建材等）
	その他建材類	（サイディング、屋根材等）
	その他	（太陽光発電システム等）
ビルディングテクノロジー事業	金属製建材	（カーテンウォール、ビル・店舗用サッシ等）
住宅・サービス事業等	住宅ソリューション	（工務店のフランチャイズチェーンの展開、建築請負等）
	不動産	（土地、建物、不動産管理、不動産事業のフランチャイズチェーンの展開支援等）
	金融サービス事業	（住宅ローン等）

（９）重要な子会社の状況

会　　社　　名	資本金又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ＬＩＸＩＬトータルサービス	100　百万円	100％	水回り設備及び金属製建材の販売
株式会社ＬＩＸＩＬトータル販売	75　百万円	100％	金属製建材の販売
ＬＩＸＩＬグループファイナンス株式会社	3,475　百万円	100％	金融サービス業
LIXIL Europe S.à r.l.	57,143　千ユーロ	100％	グローエグループの持株会社
ASD Holding Corp.	412,956　千USドル	100％	アメリカンスタンダードの北米事業の持株会社
A-S CHINA PLUMBING PRODUCTS Ltd.	24,907　千USドル	100％	アメリカンスタンダードの中国事業の持株会社
TOSTEM THAI Co., Ltd.	2,767　百万タイバーツ	100％	金属製建材の製造及び販売
LIXIL INTERNATIONAL Pte. Ltd.	274,417　千USドル	100％	アジア地域のサプライチェーン統括会社
LIXIL GLOBAL MANUFACTURING VIETNAM Co., Ltd.	40,700　千USドル	100％	金属製建材の製造及び販売
驪住通世泰建材（大連）有限公司	43,500　千USドル	100％	木質内装建材の製造及び販売

（注）１．議決権比率には子会社による間接所有を含んでおります。
２．当社の連結子会社は184社となっております。
なお、上記の連結子会社の数には、株式譲渡や吸収合併等により当連結会計年度において連結の範囲から除外した子会社が47社含まれております。
３．2020年４月に、GROHE Group S.à r.l.はLIXIL Europe S.à r.l.に商号変更しております。

(10) 主要な拠点等

会社名	名称・所在地	
株式会社ＬＩＸＩＬ（当社）	本店	東京都江東区大島二丁目１番１号
	営業所	ＬＨＴ北海道支社 ＬＷＴ北海道支社
		ＬＨＴ東北支社（宮城県） ＬＷＴ東北支社（宮城県）
		ＬＨＴ北関東支社（栃木県） ＬＷＴ北関東支社（栃木県）
		ＬＨＴ甲信越支社（長野県） ＬＷＴ甲信越支社（長野県）
		ＬＨＴ埼玉支社 ＬＷＴ埼玉支社
		ＬＨＴ千葉支社 ＬＷＴ千葉支社
		ＬＨＴ東京支社 ＬＷＴ東京支社
		ＬＨＴ神奈川支社 ＬＷＴ神奈川支社
		ＬＨＴ中部支社（愛知県） ＬＷＴ中部支社（愛知県）
		ＬＨＴ北陸支社（石川県） ＬＷＴ北陸支社（石川県）
		ＬＨＴ大阪支社 ＬＷＴ大阪支社
		ＬＨＴ南大阪支社（大阪府） ＬＷＴ南大阪支社（大阪府）
		ＬＨＴ京滋支社（京都府） ＬＷＴ京滋支社（京都府）
		ＬＨＴ兵庫支社 ＬＷＴ兵庫支社
		ＬＨＴ中国支社（広島県） ＬＷＴ中国支社（広島県）
		ＬＨＴ四国支社（香川県） ＬＷＴ四国支社（香川県）
		ＬＨＴ九州支社（福岡県） ＬＷＴ九州支社（福岡県）
		ＬＩＸＩＬショールーム東京
		ＬＩＸＩＬショールーム大阪
	工場	須賀川工場（福島県） 前橋工場（群馬県）
		下妻工場（茨城県） 岩井工場（茨城県）
		土浦工場（茨城県） 石下工場（茨城県）
		深谷工場（埼玉県） 小矢部工場（富山県）
		知多工場（愛知県） 榎戸工場（愛知県）
		常滑東工場（愛知県） 上野緑工場（三重県）
		久居工場（三重県） 有明工場（熊本県）
	その他事業所	常滑ビル（愛知県）
株式会社ＬＩＸＩＬトータルサービス	本店	東京都江東区
株式会社ＬＩＸＩＬトータル販売	本店	東京都江東区
ＬＩＸＩＬグループファイナンス株式会社	本店	東京都江東区
LIXIL Europe S.à r.l.	本店	ルクセンブルク
ASD Holding Corp.	本店	アメリカ
A-S CHINA PLUMBING PRODUCTS Ltd.	本店	イギリス領ケイマン諸島
TOSTEM THAI Co., Ltd.	工場	タイ
LIXIL INTERNATIONAL Pte. Ltd.	本店	シンガポール
LIXIL GLOBAL MANUFACTURING VIETNAM Co., Ltd.	工場	ベトナム
驪住通世泰建材（大連）有限公司	工場	中国

(11) 従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比較増減
ウォーターテクノロジー事業	31,412名	1,249名減
ハウジングテクノロジー事業	17,044名	1,606名減
ビルディングテクノロジー事業	1,427名	5,331名減
流通・小売り事業	－名	1,447名減
住宅・サービス事業等	715名	372名減
全社共通部門	1,281名	250名増
合計	51,879名	9,755名減

(注) 1．従業員数は就業人員であり、パートタイマー、臨時雇用者数は含んでおりません。
2．ビルディングテクノロジー事業の従業員数が前連結会計年度末に比べて5,331名減少しておりますが、これは主にペルマスティリーザ社の株式の全部を譲渡したことにより、連結の範囲から除外したことによるものであります。
3．流通・小売り事業の従業員数が前連結会計年度末に比べて1,447名減少しておりますが、これはＬＩＸＩＬビバ社の株式の全部を譲渡したことにより、連結の範囲から除外したことによるものであります。
4．住宅・サービス事業等の従業員数が前連結会計年度末に比べて372名減少しておりますが、これは主にジャパンホームシールド社の株式の全部を譲渡したことにより、連結の範囲から除外したことによるものであります。
5．全社共通部門の従業員数が前連結会計年度末に比べて250名増加しておりますが、これは主に間接部門の組織の見直しによるものであります。なお、全社共通部門として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(12) 主要な借入先の状況

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	94,001 百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	87,174 百万円
株式会社みずほ銀行	42,389 百万円
三井住友信託銀行株式会社	30,500 百万円
株式会社日本政策投資銀行	30,000 百万円

(13) 剰余金の配当等に関する基本方針

当社では、健全な財務体質の維持を基本とし、配当金については連結ベースでの配当性向30%以上を維持すること、自己株式の取得については機動的に行うことを方針としております。当連結会計年度については期末配当金を１株につき40円（中間配当金を含め年75円配当）といたしました。

２．会社の現況に関する事項

（１）株式に関する事項

① 発行可能株式総数　1,300,000,000株
② 発行済株式の総数　290,227,728株（自己株式23,091,431株を除く）
③ １単元の株式数　100株
④ 資本金　68,417,794,464円
⑤ 株主の総数　44,877名
⑥ 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	※ 20,981千株	7.23%
JP MORGAN CHASE BANK 385632 （常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部）	18,286千株	6.30%
株式会社日本カストディ銀行信託口	※ 11,026千株	3.80%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT （常任代理人香港上海銀行東京支店）	9,941千株	3.43%
ＬＩＸＩＬ従業員持株会	6,595千株	2.27%
第一生命保険株式会社 （常任代理人株式会社日本カストディ銀行）	6,561千株	2.26%
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OM04 （常任代理人香港上海銀行東京支店）	5,781千株	1.99%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS （常任代理人香港上海銀行東京支店）	5,453千株	1.88%
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT （常任代理人株式会社三菱ＵＦＪ銀行）	5,375千株	1.85%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 （常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部）	4,648千株	1.60%

（注）１．当社は、自己株式23,091千株を所有しておりますが、上記の上位10名の株主からは除いております。
２．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
３．※印はすべて信託業務に係るものであります。

（２）新株予約権等に関する事項

①　当事業年度の末日に会社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

	第７回新株予約権	第８回新株予約権
発行決議日	2014年５月７日	2014年11月25日
新株予約権の数	940個	405個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式　94,000株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　40,500株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	１個当たり　39,500円	１個当たり　46,800円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１個当たり 281,900円	１個当たり 252,700円
権利行使期間	自 2016年５月24日 至 2021年５月23日	自 2016年12月13日 至 2021年12月12日
保有人数及び新株予約権の数 執行役	３名　940個	１名　405個

	第９回新株予約権
発行決議日	2016年９月20日
新株予約権の数	3,000個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式　300,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	１個当たり　43,300円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１個当たり 225,300円
権利行使期間	自 2018年10月８日 至 2023年10月７日
保有人数及び新株予約権の数 執行役	１名　3,000個

（注）執行役を兼務する取締役３名に関する保有人数及び新株予約権の数は、執行役の保有人数及び新株予約権の数に含めて表示しております。

② その他新株予約権の状況

2015年２月16日開催の執行役会決議に基づき発行した転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の概要

2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

社債に付された新株予約権の総数	6,000個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円で除した個数の合計数
新株予約権の目的である株式の種類と数	当社普通株式 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権と引換えに払い込む金銭	本新株予約権と引換えに金銭の払い込みは要しない。
転換価額	3,746.6円（注）
新株予約権の行使期間	2015年３月18日から2022年２月18日まで（行使請求受付場所現地時間）

（注）2021年５月21日開催の取締役会において、当連結会計年度の年間配当が１株につき75円と決定されたことに伴い、社債要項の転換価額調整条項に従い、転換価額の調整を行っております。なお、調整後の2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の転換価額は3,725.4円であります。

（３）会社役員に関する事項

① 取締役の状況（2021年３月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役	瀬戸 欣哉		
取締役	松本 佐千夫		ＬＩＸＩＬグループファイナンス株式会社取締役社長(代表取締役)
取締役	ファ・ジン・ソン・モンテサーノ（Hwa Jin Song Montesano）		
取締役	内堀 民雄	監査委員 報酬委員 ガバナンス委員	
取締役	鬼丸 かおる	ガバナンス委員（委員長） 指名委員 監査委員	
取締役	鈴木 輝夫	監査委員（委員長） ガバナンス委員	
取締役	西浦 裕二	指名委員（委員長） 報酬委員 ガバナンス委員	
取締役	濵口 大輔	報酬委員（委員長） 指名委員 ガバナンス委員	
取締役 取締役会議長	松﨑 正年	指名委員 ガバナンス委員	

（注）１．瀬戸欣哉、松本佐千夫及びファ・ジン・ソン・モンテサーノの各氏は執行役を兼務しております。

２．内堀民雄、鬼丸かおる、鈴木輝夫、西浦裕二、濵口大輔及び松﨑正年の各氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は内堀民雄、鬼丸かおる、鈴木輝夫、西浦裕二、濵口大輔及び松﨑正年の各氏を当社が上場している国内の各証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、各証券取引所に対して届け出ております。

３．監査委員(委員長)である鈴木輝夫氏は、公認会計士として長年監査業務に従事した経験があり、監査委員の内堀民雄氏は税理士資格を有しており、それぞれ財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。

４．当社は、監査委員会の独立性と透明性・公正性を高めるため、監査委員の全員を社外取締役（非常勤)としており、監査委員会の主導により、当社及び当社子会社の内部監査部門並びに子会社監査役及び会計監査人等と密接な連携を保つことにより、効率性をめざした監査を実施しております。また、監査委員会事務局を設置して、監査委員会の活動を補助しております。

５．2020年11月30日付で、瀬戸欣哉氏は旧株式会社ＬＩＸＩＬ取締役会長兼社長兼ＣＥＯ兼取締役会議長(代表取締役)を、松本佐千夫氏は同社代表取締役をそれぞれ退任いたしました。

② 執行役の状況（2021年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役社長（代表執行役）	瀬戸欣哉	ＣＥＯ
執行役副社長（代表執行役）	松本佐千夫	経理・財務・M&Ａ担当兼ＣＦＯ
執行役専務	ファ・ジン・ソン・モンテサーノ（Hwa Jin Song Montesano）	人事・総務・広報・ＩＲ・渉外・コーポレートレスポンシビリティ担当兼ＣＰＯ
執行役専務	金澤祐悟	マーケティング・デジタル・ＩＴ担当兼ＣＤＯ
執行役専務	ビジョイ・モハン（Ｂｉｊｏｙ Ｍｏｈａｎ）	LIXIL International担当
執行役専務	吉田聡	ＬＨＴ-Ｊａｐａｎ担当
執行役専務	大西博之	ＬＷＴ-Ｊａｐａｎ担当
執行役専務	君嶋祥子	法務・コンプライアンス担当兼ＣＬＣＯ

（注）2020年６月30日開催の取締役会において、瀬戸欣哉及び松本佐千夫の各氏は代表執行役に選定され、同日就任いたしました。また、同取締役会において、瀬戸欣哉氏は執行役社長に選定され、同日就任いたしました。

【ご参考】執行役の状況（2021年４月１日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役社長（代表執行役）	瀬戸欣哉	ＣＥＯ
執行役副社長（代表執行役）	松本佐千夫	経理・財務・M&Ａ担当兼ＣＦＯ
執行役専務	ファ・ジン・ソン・モンテサーノ（Hwa Jin Song Montesano）	人事・総務・広報・ＩＲ・渉外・コーポレートレスポンシビリティ担当兼ＣＰＯ
執行役専務	金澤祐悟	マーケティング・デジタル・ＩＴ担当兼ＣＤＯ
執行役専務	ビジョイ・モハン（Ｂｉｊｏｙ Ｍｏｈａｎ）	LIXIL International担当
執行役専務	吉田聡	ＬＨＴ Ｊａｐａｎ担当
執行役専務	大西博之	ＬＷＴ Ｊａｐａｎ担当
執行役専務	君嶋祥子	法務・コンプライアンス担当兼ＣＬＣＯ

（注）2021年４月１日取締役会決議において、瀬戸欣哉及び松本佐千夫の各氏は代表執行役に選定され、同日就任いたしました。また、同取締役会決議において、瀬戸欣哉氏は執行役社長に選定され、同日就任いたしました。

③　報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の算定方法に係る決定に関する方針

2021年３月期は新型コロナウイルス感染症の拡大により業績面での不確実性が高い困難な環境の中でも、多岐にわたる構造改革や事業ポートフォリオの見直し等を強力に推進していくという当社の経営戦略に則って、報酬委員会では特に以下の視点を重視して審議・決定をいたしました。

（イ）役員報酬制度は経営戦略の方向性と合致し、かつ経営陣が一丸となって経営目標達成へと向かう強い動機づけとして機能しているか

（ロ）優秀な人材を確保して変革を推進するために、日本企業の報酬水準にとらわれることなくグローバルな観点でも競争力のある報酬水準になっているか

（ハ）多様でインクルーシブな組織を基礎として変革を起こす企業文化を促進するために、外国人を含め社内外で豊富な経験を有する役員が活躍できる報酬制度になっているか

以上の視点を踏まえて、報酬水準や報酬構成割合、各種手当の見直しをしたほか、業績連動報酬と株価連動報酬については2021年３月期の特例措置を実施いたしました。

【報酬基本方針】

取締役及び執行役の報酬は、以下に定める基本方針に従い決定されます。

（イ）短期及び中長期の業績と持続的な企業価値の向上を促進する

（ロ）事業成長の加速に不可欠で有為な人材をグローバルに確保する

（ハ）株主、従業員及び全てのステークホルダーへの説明責任を果たすことのできる公正かつ合理的な報酬決定プロセスをもって運用する

（ニ）報酬委員会においては、経済・社会情勢や当社の経営状況のほか、外部専門機関の客観的指標や助言を踏まえて検討する

（ホ）個人の報酬については、職責、業績、経験、人材確保の難易度等を考慮する

【報酬体系】

経営の監視・監督をする取締役の報酬と、業績の責任を担う執行役の報酬は別体系としております。取締役が執行役を兼任する場合、執行役の報酬制度を原則として適用いたします。

【取締役の報酬制度】

取締役が法定任期中の経営の監視・監督を行うに際しては、その行為が持続的な企業価値向上に資することが求められるため、取締役の報酬制度は基本報酬と株価連動報酬により構成しております。また、社外取締役が取締役会の議長、各委員会の委員長を担う場合には、当該職務に対する手当を支払います。手当は定められた年間額を12か月分に分割の上、月次で支給しています。なお、社内取締役の報酬については、常勤・非常勤の別、その業務の内容、職責等に応じて個別に決定いたします。

［ 取締役の報酬構成割合 ］2021年３月期の社外取締役の中央値です。



【執行役の報酬制度】

執行役の報酬制度は、事業成長の加速に不可欠で有為な人材の確保、経営目標達成への強い動機づけとその結果に応じて公平・公正に報いること、さらには株主をはじめとするステークホルダーの信頼と評価が適正に報酬に反映されることを実現するという方針の下、基本報酬、業績連動報酬、株価連動報酬で構成しております。

なお、冒頭に記載の視点に基づく報酬委員会の審議の結果、従来の役位別の報酬構成割合は廃止し、上記の報酬基本方針の趣旨に沿って、各執行役の業績連動報酬の基準額と株価連動報酬の付与額は、職責、業績、経験、人材確保の難易度等を踏まえて個別に決定する方式に変更しております。

［執行役の報酬構成割合］

下図は、2021年３月期の特例措置（後述）を反映した報酬構成割合です。業績連動報酬は基準額、株価連動報酬は付与額を表記しており、実支給額とは異なります。

（社長）



（副社長）



（専務）構成割合は2021年３月期のシンガポール居住の役員１名を除いた中央値です。



【基本報酬】

冒頭に記載の視点に基づく報酬委員会の審議の結果、従来の役位別に報酬水準を適用する方式を見直し、報酬基本方針の趣旨に沿って、日本国内外の報酬水準を参考情報として参照しながら、各役員の職責、業績、経験、人材確保の難易度等を踏まえて個別に決定しております。なお、各役員の基本報酬は、定められた年間額を12か月分に分割の上、月次で支給しています。

【業績連動報酬】

業績連動報酬において重要なことは、執行役の取り組みに対する強い動機づけと、業績結果に応じて公平・公正に報いることであるため、その算定方法については、報酬委員会による執行役へのヒアリングを丁寧に行った上で決定いたします。

（イ）算定対象期間と支給時期

業績連動報酬の算定対象期間と会計年度は一致しております。また、支給時期については、算定対象期間に係る計算書類の内容が定時株主総会に報告された日から１か月以内に１回で支払うものとしています。

（ロ）計算式

執行役が一丸となり単年の経営目標へ取り組み、その業績結果に応じて公平・公正に報いられることを実現するため、全社業績のみで算定しています。

業績連動報酬支給額	＝	業績連動報酬の基準額（下記（ハ））	×	業績目標達成度に応じた支給率（下記（ニ）及び（ホ））

（ハ）業績連動報酬の基準額

業績連動報酬の基準額とは、算定対象期間における業績目標達成度が100%である場合に支払われる額であり、執行役の各事業年度の年間の基本報酬に職責等に応じて個別に設定された係数を乗じることにより算定されます。これまでは役位別に一律の係数を適用してきましたが、冒頭に記載の視点に基づく報酬委員会の審議の結果、算定対象期間における各執行役の職責、業績、経験、人材確保の難易度等に基づき個別に決定しております。

なお、2021年３月期については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により業績が大きく振れる可能性を鑑み、2020年８月24日に開催された報酬委員会の決議に基づき、業績連動報酬の基準額を期首の設定額の半分としました。一方で、持続可能な成長を可能とすべく外部環境の変化に影響を受けにくい経営構造への変革を進めることへのインセンティブを高める目的で、2021年３月期の株価連動報酬を追加付与し、総報酬は維持することとしました。

（ニ）業績目標達成度

業績目標達成度は、業績連動報酬の算定対象期間の期首に決算短信等で開示された業績予想の数値に対して、有価証券報告書で開示される実績数値が達成した割合を算出して適用いたします。業績目標が複数ある場合は、各々の業績目標達成度に、各業績目標が業績目標全体に占める割合を乗じ、それらを合計して算出いたします。

当該事業年度の業績目標は、構造改革等による一過性の特殊要因の影響が営業利益及び当期利益の数値に大きく出ることが予想されたため、特例措置として、業績目標項目は事業の実態を反映する事業利益のみに限定しました。

業績目標項目	目標	実績	業績目標達成度 （実績/目標×100）
事業利益	25,000百万円	57,288百万円	229.2%

なお、資本効率の改善は、引き続き重要な経営目標の一つであるため、2022年３月期においては、投下資本利益率（ＲＯＩＣ）を含め、そのほか、事業利益、親会社の所有者に帰属する当期利益（当期利益）の達成率に従い算出いたします。

業績目標達成度（%）＝ ＲＯＩＣの達成率（%）×0.4＋事業利益の達成率（%）×0.3
＋当期利益の達成率（%）×0.3

また適用する予想数値は、ＲＯＩＣ5.1%、事業利益80,000百万円、当期利益47,000百万円となります。

ＲＯＩＣ＝営業利益×（１－実効税率）÷{営業債権及びその他の債権＋棚卸資産
＋固定資産（のれん等無形含む）－営業債務及びその他の債務}

事業利益＝売上収益－（売上原価＋販売費及び一般管理費）

（ホ）業績目標達成度と支給率の関係

上記（ニ）で算出された業績目標達成度に応じて、業績達成への難易度と動機づけの効果を総合的に鑑み、支給率を以下の通りに設定しております。当該事業年度の業績達成度に基づく支給率は200％です。

なお、上記（ニ）～（ホ）の一連の計算については、支給率の算定時点において小数点第２位以下を四捨五入します。

業績目標達成度	支給率
50％未満の場合	０％
50％以上100％未満の場合	業績目標達成度と同じ
100％以上150％未満の場合	｛（業績目標達成度－100）×２＋100｝％
150％以上の場合	200％

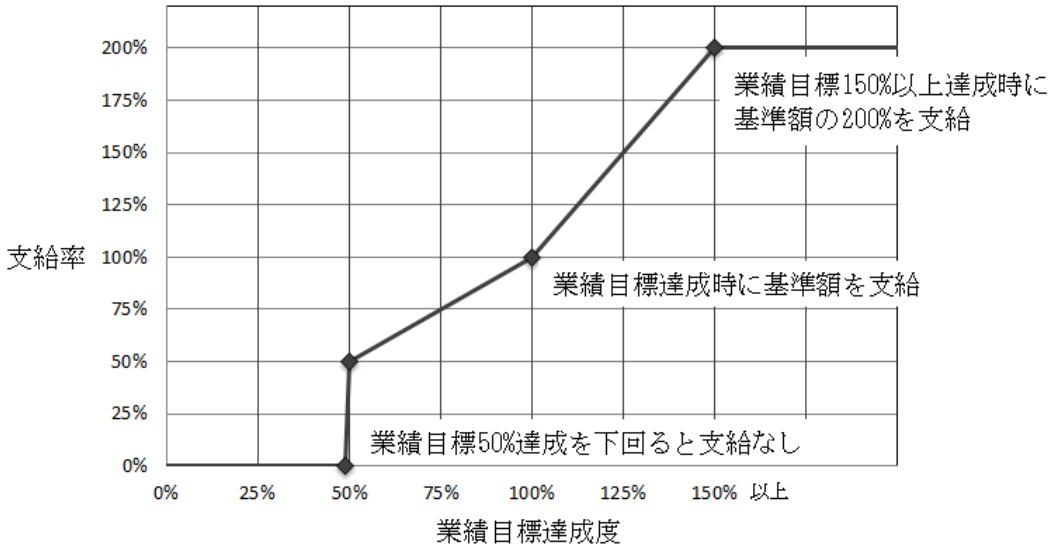

（ヘ）クローバック条項等

当社において重大な会計上の誤り又は不正による決算の事後修正が行われた場合においては、報酬委員会が当該事由に基づき、将来支払われる予定の業績連動報酬の修正又は支払済みの業績連動報酬の返還につき審議の上、修正又は対象執行役に対し返還を求める旨の決定をできるものとしております。さらに、業績連動報酬の評価対象期間の開始時点において予定されていなかった事象が発生した場合には、報酬委員会は、社内での事実確認及び必要に応じて外部専門機関の見解を踏まえ、その事象と対象執行役の経営責任等を総合的に勘案した上で、業績連動報酬の算出方法の調整をすることができることとしております。

2021年３月期の業績目標項目である事業利益は、目標値とした第１四半期決算発表時の業績予想に比べて大幅に上振れる結果となり、業績連動報酬の支給率も高くなりました。これについては、業績確定後の報酬委員会において、前述の通り基準額を半減しており、かつ支給率の上限を設けていたことから総報酬への影響は限定されているため算定方法を見直す必要はないと判断されました。

【株価連動報酬】

取締役及び執行役が、中長期にわたり当社の持続的な企業価値の向上を図るための監視・監督、経営判断を行うこと及び株主との企業価値共有を強めること、加えてグローバル役員報酬体系の統一により国内外から企業価値の更なる向上に資する人材を確保するために、2020年３月期から株価連動型の金銭報酬制度（ファントムストック制度）を導入しております。金銭報酬の形式をとっていますが、実質的には譲渡制限付株式制度等と同様に、株価への影響を意識した行動を取締役及び執行役に促しています。なお、当社のウェブサイトでは、各役員が所有する当社株式数とファントムストックの株数を掲載しています。

（イ）付与日

翌事業年度以降の各事業年度において、執行役は事業年度開始日、取締役は定時株主総会日に擬似株（以下「ファントムストック」）が付与されます。

（ロ）付与株数

各役員に付与されるファントムストックの株数は、年間の基本報酬に各役員の職責等に応じて個別に設定された係数を乗じることにより算定される付与額を、付与日の前30営業日の当社株価終値の平均値で除することにより算定します。上記の【基本報酬】及び【業績連動報酬】（ハ）の業績連動報酬の基準額に記載の考え方と同様に、ファントムストックの付与株数においても、これまでの役位別に一律の基本報酬に対する係数を適用してきた方式を見直し、各役員の職責、業績、経験、人材確保の難易度等を踏まえて個別に決定しております。なお、算定に適用する株価は、前30営業日の当社株価の終値の平均値を円単位に切り上げます。

また、上記【業績連動報酬】の（ハ）に記載の通り、2020年８月24日に開催された報酬委員会の決議に基づき、2021年３月期の執行役への付与株数については、特例措置として、期首に付与した株数に対して、業績連動報酬の基準額の減額分を、多岐にわたる構造改革や事業ポートフォリオの見直しを強力に推進していくことに対するインセンティブを強める目的で追加付与いたしました。

当該制度において適用された付与時株価は、2019年11月５日付の取締役及び執行役への付与時1,968円、2020年４月１日付の執行役への付与時1,468円、2020年６月30日の取締役への付与時1,562円、2020年８月24日付の執行役への付与時1,562円、2021年４月１日付の執行役への付与時3,075円となっております。

（ハ）ファントムストックの付与日から確定精算日までの期間（以下「保有期間」）

取締役の保有期間については、企業価値向上へ取り組む役割と、経営を監視・監督する役割を鑑み、会社法で定められた任期に合わせて１年とし、執行役については、持続的な企業価値向上へ取り組む役割と、中長期にわたり経営に携わるためのリテンションの観点から３年としております。したがって、執行役の自己都合による退任及び当社からの再任要請拒否による退任が対象保有期間の３年未満において発生した場合には、対象保有期間のファントムストックの権利は消滅いたします。なお、役員は、ファントムストックの保有期間において、当社の株主総会における議決権その他の株主権（剰余金の配当を受ける権利を含むがこれに限らない）を有しません。また、役員の死亡により相続人が承継する場合を除き、付与日から確定精算日までの間、本権利の全部又は一部について第三者に譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできず、又は承継させないものとしております。

（ニ）確定精算日

ファントムストックの保有期間が満了した時点において、役員が保有する全付与株数について、確定精算を行います。なお、役員の責めによらない退任（定年、死亡を含む）及び当社を消滅会社とする合併や第三者買収の結果退任する場合は、退任時点において全ての付与株数について確定精算を行います。

（ホ）確定精算額

確定精算額は、役員が確定精算日において保有しているファントムストックの付与株数に、確定日の前30営業日の当社株価終値の平均値を乗じることにより算定いたします。ただし、確定精算額は付与額の500％を上限といたします。なお、算定に適用する株価は、前30営業日の当社株価の終値の平均値を円単位に切り上げます。また対象役員に対しては、確定精算額が確定した後、１か月以内に支払うものとしています。

当該制度において適用された確定精算時株価は、2020年６月30日付の取締役における確定精算時1,562円となっております。

（ヘ）株式保有ガイドライン

上記（ロ）に記載の通り、各役員に付与されるファントムストックの株数は、各役員の職責等を踏まえて報酬委員会の審議に基づき個別に決定しています。2021年３月期においては、上記（ロ）に記載の特例措置後の付与額ベースで、社長が基本報酬の238%、副社長が113%、専務が50%うち１名が150%でした。なお、2021年４月１日時点で累積されているファントムストックの付与株数は、社長が239,988、副社長が69,619となっています。

【各種手当】

執行役が国籍地とは異なる場所において役務を提供する場合、その他業務遂行上必要と認められる場合には、対象となる国の報酬に係る法令、慣行、水準等を勘案し当社が定める費用等を負担しており、また、その支給期間は原則として就任から３年間としています。なお、支給時期については、定められた年間額を12か月に分割の上月次で支給するもののほか、費用の性質により予め定められた期日に支給するものがあります。

【2020年開催の定時株主総会以降の報酬委員会の運営】

（イ）報酬委員

2020年の定時株主総会以降、2021年の定時株主総会までの報酬委員会は、2020年の定時株主総会後の取締役会の決議によって取締役の中から選定された委員３名で構成されております。全委員が社外取締役です。

委員長：濵口 大輔

委　員：内堀 民雄、西浦 裕二

（ロ）報酬委員の職務

当社報酬委員会規則に基づき、以下の職務を行います。

・取締役及び執行役の職務の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」）に係る方針の決定。

・取締役及び執行役の個人別の報酬等の決定。

（ハ）当該事業年度の活動内容

2020年の定時株主総会以降、報酬委員会を、３月末までに11回、2021年の定時株主総会までに13回開催し、委員の出席率は100％でした。なお、報酬委員会が役員報酬の決定を行う際には、当社の経営方針、外部専門機関の助言等を充分に踏まえて審議を行いました。

（活動概要）

６月	・2021年３月期の取締役及び執行役の報酬等に関する方針及び個別報酬の決議
７月～８月	・役員報酬制度の全般における課題を議論し、報酬委員会の年間計画を策定 ・新型コロナウイルス感染症拡大や当社の経営状況を踏まえ、役員報酬制度における2021年３月期の特例措置を決議
９月	・社外取締役の報酬に関する審議
10月～11月	・2020年12月１日付の旧株式会社ＬＩＸＩＬの吸収合併に伴う報酬制度の対応を決議
11月～２月	・2022年３月期の取締役及び執行役の報酬等に関する方針、及び執行役候補者の個別報酬の決議（報酬委員会からＣＥＯへの各執行役候補者の職責、業績、経験、人材確保の難易度等に関するヒアリング結果や、外部専門機関からの助言を踏まえて議論を実施）
３月～５月	・2021年３月期の業績連動報酬の支給額の決議 （業績予測の段階から、2021年３月期特有の状況を踏まえた算定方法調整の必要性有無を検討） ・社外取締役の報酬に関する審議

以上に記載の報酬等の決定方針に基づく各役員の個別報酬については、報酬委員会が各役員に期待される業績目標やＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）に関する取り組み課題等を踏まえて報酬構成割合を決定しており、またそれらの実績を基本報酬の改定に反映しています。特に構造改革やＥＳＧへの取り組み等、中長期視点での企業価値向上への貢献が大きく期待される役員については、総報酬に占める株価連動報酬の比率を高める等の対応をしています。

④　当事業年度に係る取締役及び執行役の報酬等の総額

当事業年度における役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は以下の通りです。「③報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の算定方法に係る決定に関する方針」の【報酬基本方針】～【各種手当】に記載の報酬等の決定方針に基づき報酬委員会において決定された通りに支払われております。

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬	株価連動報酬	
取締役（社外取締役を除く）	34	18	－	16	3
執行役	2,153（注３）	429	293	1,250	8
社外取締役	154	120	－	34	9
合計	2,341	567	293	1,300	20

（注）１．日本基準による金額であります。

２．上記の報酬等の額には、当社が負担する報酬等のほかに、当社子会社が負担する報酬等を含めた金額を表示しております。なお、上記の報酬等の額のうち、当社が負担する報酬等の額は2,096百万円（取締役11名に対し177百万円、執行役８名に対し1,919百万円）となっております。

３．執行役の報酬等の総額には、「③報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の算定方法に係る決定に関する方針」に記載の【各種手当】として、生計費補填や所得税手当等の付加給付181百万円が含まれているため、報酬等の種類別の総額の合計とは一致しておりません。

４．社外取締役の報酬等の額には「③報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の算定方法に係る決定に関する方針」の【取締役の報酬制度】に記載のとおり、議長等手当が含まれております。

⑤　役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役、執行役、監査役、専務役員、常務役員等を含む主要な業務執行者を被保険者として会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料の負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填することとされています。ただし、被保険者の背信行為、犯罪行為、詐欺的な行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為、被保険者が違法に得た私的利益又は便宜供与等に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

⑥　社外役員に関する事項

イ．各社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	内堀　民雄	当事業年度開催の取締役会17回、監査委員会16回及び2020年６月30日の報酬委員就任後に開催の報酬委員会11回の全てにそれぞれ出席し、グローバル製造業のマネジメントとしての豊富な経験と高い知見や税理士としての会計・税務に関する高い専門性に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 加えて、取締役会においては、短期の経営計画の決定や資本政策等の会社としての重要な意思決定に際して、本質をとらえた指摘や助言等を積極的に行うとともに、監査委員会及び報酬委員会においては、早期の課題の発見、リスクの把握等に貢献しています。
取締役	鬼丸　かおる	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回、指名委員会14回及び2020年６月30日の監査委員就任後に開催の監査委員会９回の全てにそれぞれ出席し、法律の専門家である弁護士として長年のキャリアに加え、最高裁判所判事として重大事案に関わってきた実績に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 加えて、取締役会においては、コーポレートガバナンスの更なる充実に向けての問題提起や、法務リスクを軽減させる観点からの助言等を積極的に行うとともに、指名委員会及び監査委員会の活動においては、法務・コンプライアンス分野でのリスクの把握及び軽減並びに取締役会及び各委員会の規則整備を通したコーポレートガバナンス体制の構築に貢献しています。 また、任意の委員会であるガバナンス委員会の委員長として、取締役会及び各委員会の実効性向上に向けた取り組みとして、取締役会の運営に関する実効性評価等を主導し、当社コーポレートガバナンスの継続的な充実に貢献しています。
取締役	鈴木　輝夫	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回及び監査委員会16回のうち15回にそれぞれ出席し、公認会計士として長年にわたり大手監査法人において上場企業の監査業務に従事する等により培った財務会計分野での高い専門性に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 加えて、取締役会においては、事業上のリスクや課題について、積極的に改善提案を行うとともに、Ｍ＆Ａや資本政策等の重要な意思決定に際して、本質をとらえた指摘や助言等を行うとともに、監査委員会の活動においては、委員長として新型コロナウイルス感染症拡大の環境下においても、当社及び当社グループ会社の監査の実効性が担保されるための各種取り組みを主導しています。

取　締　役	西　浦　　裕　二	当事業年度開催の取締役会17回、指名委員会14回及び報酬委員会13回の全てにそれぞれ出席し、複数企業での経営実績や多くの企業再生案件でのコーポレートガバナンス再構築にかかる豊富な知見及び経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 加えて、取締役会においては、経営方針や資本政策等の重要な意思決定、各執行役からの事業分野における報告等の各種議題において、本質をとらえた問題提起、助言等を積極的に行うとともに、指名委員会及び報酬委員会の活動においては、社内規程の整備等のコーポレートガバナンスの向上に向けた各種取り組みに貢献しています。特に、指名委員会の委員長として、コーポレートガバナンスの透明性の向上に向けた役員選任プロセスの整備等の各種取り組みを主導しています。
取　締　役	濵　口　　大　輔	当事業年度開催の取締役会17回、報酬委員会13回、2020年６月30日の指名委員就任後に開催の指名委員会11回及び2020年6月30日の監査委員退任までに開催の監査委員会７回全てにそれぞれ出席し、企業年金連合会の運用執行理事を長年務めたことにより培ったコーポレートガバナンスに関する深い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 加えて、取締役会においては、資本政策や経営計画の検討等の重要テーマにおいて、問題提起や助言を積極的に行うとともに、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の活動においては、社内規程の整備等のコーポレートガバナンスの向上に向けた各種取り組みに貢献しています。特に報酬委員会の委員長として、報酬決定プロセスの更なる透明性の確保のための報酬決定プロセスの見直し、役員報酬がインセンティブの役割を果たすための報酬設計の見直し等の取り組みを主導しています。
取　締　役 取締役会議長	松　﨑　　正　年	当事業年度開催の取締役会17回及び指名委員会14回の全てにそれぞれ出席し、グローバルに事業を展開する上場会社の経営に長年にわたり携わったことにより培ったコーポレートガバナンスに関する深い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 加えて、取締役会においては、取締役会議長として、議題の選定や議事進行等の役割を担うとともに、取締役会実効性評価によって認識された重点課題事項に対処すること等を通して、新型コロナウイルス感染症拡大等の重大なリスクへの対処が求められる経営環境においても、取締役会として十分な監督機能を持ち続けるための体制構築を主導するとともに、指名委員会の活動においては、複数企業での経験を活かして役員選任プロセスの整備等の各種取り組みに積極的に貢献しています。

（注）上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

ロ．責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社は社外取締役の全員と責任限定契約を締結しており、その概要は次のとおりであります。

（社外取締役の責任限定契約）

社外取締役は、本契約締結後、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度としてその責任を負担する。

ハ．当事業年度に係る社外役員の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　数	報　酬　等　の　額
取　締　役	9名	154百万円

（4）会計監査人に関する事項

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき監査証明業務に係る報酬等の額	506百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	794百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

３．当社の重要な子会社のうち、LIXIL Europe S.à r.l.、ASD Holding Corp.、A-S CHINA PLUMBING PRODUCTS Ltd.、TOSTEM THAI Co., Ltd.、LIXIL INTERNATIONAL Pte. Ltd.、LIXIL GLOBAL MANUFACTURING VIETNAM Co., Ltd.及び驪住通世泰建材（大連）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

非監査業務の内容は、企業会計基準委員会の公開した「収益認識に関する会計基準」の適用に関する助言・指導業務、企業内容等の開示に関する内閣府令の改正により要求されている有価証券報告書「事業等のリスク」に関する助言・指導業務及びガバナンス強化の一環として実施する不正リスクのトレーニングに関する助言・指導業務等であります。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人においてその職務遂行に関する公正さが確保できないものと合理的に疑うべき事情が判明した場合には、方針として解任又は不再任とすることを定めております。

（５）業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

①　業務の適正を確保するための体制

当社における内部統制及びリスクマネジメントに係る体制の主な内容は次のとおりであります。なお、これらにつきましては取締役会において、会社法に基づく内部統制システムに関する基本方針として決議しております。

イ．当社の執行役、使用人及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社（以下当社グループという）は、グループ共通の倫理規定として行動指針を定め、役員を含む全従業員が年１回の研修及び遵守の誓約を行う。

あわせて当社グループは、当社グループの役職員が当社法務・コンプライアンス担当部署又は外部の弁護士に対して直接通報を行うことができる懸念報告（内部通報）制度を整備する。

また、当社グループは、反社会的勢力を一切認めず、またその活動の助長や運営に資する疑いとなる行為に自ら関与しない。それら反社会的勢力による被害防止のため、圧力には組織で対処し、毅然とした態度で臨む。

ロ．当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に基づき、文書等の保存を行う。取締役及び監査委員は、規程に基づき、常時、その文書等を閲覧できる。また、情報の管理については、情報セキュリティ規程、個人情報保護方針を定めて対応する。

ハ．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、当社グループの抱えるリスクを常に注視するとともに、その対応の状況について確認及び指導を行う。各社にリスクマネジメント会議等を設置し、定期的に各社のリスクの状況を確認するとともに、適宜開催するリスクマネジメント委員会において、当社およびグループ各社に多大な影響を及ぼす可能性がある未知なるリスクを予測し、事前に対処する体制を整えリスク対応能力の向上に努める。さらに、定期的に開催される取締役会・執行役会等において、必要に応じて各社のリスクに対する報告を義務づけている。

さらに、当社グループは、危機管理基本規程等を定め管理し、危機発生時の管理体制を確立している。事業継続計画については、当社グループは、ＢＣＰ（Business Continuity Plan）要領書、同マニュアルに基づく教育・訓練を実施する。

ニ．当社の執行役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役会は、執行役の職務の分掌を定め、各執行役が責任をもって担当する領域を明確にする。

また、全執行役が出席する執行役会を定例的に開催し、業務執行に係る基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

さらに、執行役会の下部機関として各種委員会を設置し、グループ全体の重要な投資案件やM＆Ａ・組織再編案件等を審査し、意思決定の迅速化を図る。

また、当社グループ全体を網羅する中期経営計画及び短期計画を策定する。かかる策定の作業については、当社子会社の自立的な経営判断・独立性を尊重しながら、その意思決定をサポートする。

ホ．その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の経営についてはその自主性を尊重しつつ、事業状況の定期的な報告を受け、重要案件についての承認を行う。また、連結財務諸表の正確性、適正性を確保するため、内部統制システムを整備し、適切に運用する。

ヘ．当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人

当社は、監査委員会の職務を補助すべき専担組織として監査委員会事務局を設置する。また、当社グループの監査委員会を支える体制の充実及びグループの内部統制の強化のため、子会社の監査業務を専ら遂行する「専任監査役」を主要子会社に配置する。尚、監査委員会を補助すべき取締役は置かない。

ト．前号の使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項及び監査委員の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会事務局及び専任監査役の人事異動及び人事評価等に関しては監査委員会の決議事項としており、当該使用人の任命・異動・評価等については、事前に監査委員と人事

部門長が協議する。

また、当該使用人に対する監査委員会及び監査委員からの監査業務に必要な指示については、各部門はその指示の実効性が確保されるように適切に対応する。

チ．当社の執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制、その他の監査委員会への報告に関する体制

執行役は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員に報告する。

監査委員は、執行役または会計監査人その他の者から、重要な報告または意見もしくは書類を受領したときは監査委員会に報告する。

代表執行役と監査委員は、監査上の知見につき定期的に意見交換を行う。

また、法務部門は、懸念報告（内部通報）の状況に関し定期的に監査委員会に報告する。

監査委員は定例の取締役会に出席し、取締役会で定期的に実施される執行役の職務執行状況報告を受ける。

執行役及び従業員は、監査委員会によるヒアリング等において、職務の執行状況を監査委員に報告する。また、監査委員会が選定する監査委員は、取締役、執行役及び従業員に対して、いつでもその職務の執行に関する事項の報告を求め、また、取締役、執行役及び従業員に対して、いつでも当社の業務及び財産の状況を調査することができる権限を有する。

専任監査役は、監査委員会との定期的な会合や監査委員会事務局経由で監査実施状況の報告等を行う。

リ．当社の子会社の取締役、監査役等、業務を執行する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

当社は、定期的に当社の子会社の取締役等が出席する経営会議等を開催し、経営上の重要情報の共有に努めるとともに、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社の取締役等に対して随時当社監査委員会への出席・報告を義務づける。

また、監査委員会が選定する監査委員は、当社の子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査する権限を有する。

ヌ．当社で内部通報した者、監査委員への報告をした者が当該通報・報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの内部通報制度運用規程等において、当社グループの役職員が内部通報を行うことができることを定め、その通報の方法等を当社グループ内に周知する。また、内部通報の状況は、適時監査委員会へ報告され、規程により当該通報その他監査委員への報告による解雇その他の不利益取扱いを禁止する。

ル．当社の監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員会がその職務の執行について、当社に対し、会社法四百四条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえその費用を負担する。

また、その職務の執行費用を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。

ヲ．その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、当社及び子会社の会計監査人や当社内部監査部門から監査内容について定期的に報告を受けるとともに、グループ各社の専任監査役等とは定期的にグループ専任監査役会議を開催し、連携を図っていく。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に基づいて内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取り組みは以下のとおりです。

イ．コンプライアンスに関する取り組み

全役職員が守るべき共通のルールとして「LIXIL行動指針」を19言語で展開し、定期的に見直しを行っております。この行動指針については、毎年当社グループの全役職員を対象に研修と遵守の誓約を行っております。また、当社グループにとって特にハイリスクな分野において、行動指針に基づきグローバル共通の基本規程・細則を制定しております。コンプライアンスに関する諸施策や活動状況は、当社や各地域等に設置されたコンプライアンス委員会に報告され、施策の進捗振り返りや、対策の議論がなされております。

ロ．損失の危険の管理に関する取り組み

リスクマネジメント会議等を通じて、新年度の体制及び想定リスクの見直し状況が報告されており、また、自然災害をはじめとした危機事象については、危機管理に関する規程等を定め、発生した事象の把握と対応状況が適時に報告され、確認しております。

ハ．職務執行の適正性及び効率性に関する取り組み

取締役会は毎月１回以上開催し、重要事項の審議や主要な執行状況の報告を受けております。また、執行の意思決定等は、職務権限に関する規程に基づき効率的な業務執行を実施しております。

ニ．監査委員会監査に関する取り組み

監査委員は、取締役会、執行役会等の重要な会議へ出席し、また、監査に必要な情報について適宜報告を受けております。

また、グループ専任監査役会議の開催や会計監査人情報交換会、代表執行役意見交換会等を通じ、報告を受け連携しております。

（６）株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社では、多数の株主に株式を中長期で保有していただくことが望ましいと考え、業績を向上し企業価値を高めて、株主の支持をいただけるような施策を打ってまいります。よって、敵対的買収防衛策については、特に定めておりません。

～～～

計 算 書 類

第７９期

（自 ２０２０年4月1日 至 ２０２１年3月３１日）

貸　借　対　照　表

損　益　計　算　書

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個　別　注　記　表

株式会社ＬＩＸＩＬ

貸 借 対 照 表

（２０２１年３月３１日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
流動資産	**385,363**	**流動負債**	**393,467**
現金及び預金	1,756	支払手形	2,125
受取手形	7,184	買掛金	129,302
売掛金	101,053	短期借入金	58,294
未収入金	96,072	1年内償還予定の社債	10,000
商品及び製品	54,140	1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	60,000
仕掛品	13,186		
原材料及び貯蔵品	23,327	リース債務	929
短期貸付金	70,202	未払金	62,216
その他の流動資産	18,467	未払費用	34,313
貸倒引当金	△ 28	未払法人税等	757
		前受金	8,274
		賞与引当金	16,996
		役員賞与引当金	26
		工場再編損失引当金	71
		資産除去債務	185
		その他の流動負債	9,971
固定資産	**828,389**	**固定負債**	**372,404**
有形固定資産	**267,629**	社債	65,000
建物	92,151	長期借入金	254,381
構築物	6,473	リース債務	3,718
機械及び装置	32,056	役員賞与引当金	1,377
車両運搬具	367	退職給付引当金	5,005
工具器具備品	7,244	関係会社事業損失引当金	7,466
土地	121,998	工場再編損失引当金	1,353
リース資産	4,206	資産除去債務	5,855
建設仮勘定	3,131	その他の固定負債	28,244
		負債合計	**765,871**
無形固定資産	**42,237**	純資産の部	
借地権	2,988	**株主資本**	**423,262**
ソフトウェア	18,309	**資本金**	**68,417**
ソフトウェア仮勘定	20,829	**資本剰余金**	**324,651**
その他の無形固定資産	110	資本準備金	12,478
		その他資本剰余金	312,172
投資その他の資産	**518,522**	**利益剰余金**	**78,802**
投資有価証券	51,648	利益準備金	4,847
関係会社株式	367,792	その他利益剰余金	73,954
長期未収入金	34,032	特定災害防止準備金	6
差入保証金	7,258	圧縮積立金	1,449
前払年金費用	12,548	繰越利益剰余金	72,499
繰延税金資産	63,498	**自己株式**	**△ 48,609**
その他の投資	14,955	**評価・換算差額等**	**23,690**
貸倒引当金	△ 33,211	その他有価証券評価差額金	22,903
		繰延ヘッジ損益	786
		新株予約権	**928**
		純資産合計	**447,881**
資産合計	**1,213,753**	**負債及び純資産合計**	**1,213,753**

損 益 計 算 書

（自　２０２０年４月１日　至　２０２１年３月３１日）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売上高		277,341
営業収益		
ロイヤルティ収入	6,377	
関係会社配当金収入	1,313	7,691
売上原価		183,294
売上総利益		**101,737**
販売費及び一般管理費		82,174
営業費用		8,549
営業利益		**11,013**
営業外収益		
受取利息	277	
受取配当金	732	
受取賃貸料	234	
保証料収入	199	
その他の営業外収益	676	2,120
営業外費用		
支払利息	683	
社債利息	199	
社債発行費	225	
関係会社株式評価損	1,125	
賃貸収入原価	143	
関係会社事業損失引当金繰入額	5,511	
その他の営業外費用	1,530	9,419
経常利益		**3,715**
特別利益		
固定資産売却益	1,877	
投資有価証券売却益	399	
関係会社株式売却益	43,763	
抱合せ株式消滅差益	21	
新株予約権戻入益	1,129	47,191
特別損失		
減損損失	2,320	
抱合せ株式消滅差損	35,954	
工場再編損失引当金繰入額	1,347	
関係会社投資等損失	8,316	
早期退職関連損失	13,563	61,502
税引前当期純損失		**△ 10,595**
法人税、住民税及び事業税	△ 3,996	
法人税等調整額	△ 366	△ 4,362
当期純損失		**△ 6,233**

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

（自 ２０２０年４月１日 至 ２０２１年３月３１日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
						特定災害防止準備金	圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
2020年４月１日残高	68,417	12,478	312,027	324,505	4,847	－	－	110,000	△ 9,504
事業年度中の変動額									
剰余金の配当									△ 20,307
当期純損失									△ 6,233
別途積立金の取崩								△ 110,000	110,000
圧縮積立金の積立							1,462		△ 1,462
圧縮積立金の取崩							△ 13		13
特定災害防止準備金の積立						6			△ 6
自己株式の取得									
自己株式の処分			△ 0	△ 0					
新株予約権の行使			145	145					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	145	145	－	6	1,449	△ 110,000	82,003
2021年３月31日残高	68,417	12,478	312,172	324,651	4,847	6	1,449	－	72,499

（単位：百万円）

	株主資本			評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金							
	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
2020年４月１日残高	105,343	△ 48,869	449,397	2,419	－	2,419	2,110	453,927
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	△ 20,307		△ 20,307					△ 20,307
当期純損失	△ 6,233		△ 6,233					△ 6,233
別途積立金の取崩	－		－					－
圧縮積立金の積立	－		－					－
圧縮積立金の取崩	－		－					－
特定災害防止準備金の積立	－		－					－
自己株式の取得		△ 17	△ 17					△ 17
自己株式の処分		0	0					0
新株予約権の行使		277	422					422
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				20,484	786	21,271	△ 1,181	20,089
事業年度中の変動額合計	△ 26,540	260	△ 26,134	20,484	786	21,271	△ 1,181	△ 6,045
2021年３月31日残高	78,802	△ 48,609	423,262	22,903	786	23,690	928	447,881

個 別 注 記 表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法によっております。なお、市場価格のない株式については、発行会社の財政状態の悪化等により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を実施しております。

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。なお、時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、評価差額は損失として処理しております。

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。なお、発行会社の財政状態の悪化等により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を実施しております。

②　デリバティブの評価基準……時価法によっております。

③　たな卸資産の評価基準及び評価方法……主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）……定率法によっております。ただし、一部の建物、構築物については、定額法によっております。

②　無形固定資産（リース資産を除く）……定額法によっております。

③　リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金……従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③　役員賞与引当金……株価連動報酬制度に基づく支給見込額のうち、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

④　工場再編損失引当金……工場再編に係る損失に備えるため、その合理的な見積額を計上しております。

⑤　退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額及び年金資産の期末残高に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異及び過去勤務債務は、その発生時の損益として処理しております。

⑥　関係会社事業損失引当金……関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

⑷　収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準……当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

⑸　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①　ヘッジ会計

ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理を適用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……デリバティブ取引（為替予約取引、商品スワップ取引、金利スワップ取引、金利通貨スワップ取引）

ヘッジ対象……外貨建取引、原材料調達取引、資金調達に伴う金利取引及び外貨建金銭債権債務

ヘッジ方針……為替変動、原材料の価格変動、金利変動に起因するリスクを管理することを目的としております。

ヘッジの有効性評価の方法……該当する各デリバティブ取引とヘッジ対象について、債権債務額、ヘッジ取引の条件等を都度評価・判断することによって有効性の評価を行っております。

②　転換社債型新株予約権付社債の会計処理

社債の対価部分と新株予約権の対価部分を区別せず、普通社債の発行に準じて処理しております。

③　繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用処理しております。

④　消費税等の会計処理

税抜方式で行っております。

⑤　連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

⑥　連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

２．表示方法の変更に関する注記

⑴　「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

⑵　貸借対照表の表示

貸借対照表の投資その他の資産の「長期前払費用」（当事業年度331百万円）は、従来、独立掲記しておりましたが、重要性が乏しいため、当事業年度より「その他の投資」に含めて表示しております。

貸借対照表の流動負債の「未払金」（前事業年度1,379百万円）は、従来、「その他の流動負債」に含めておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

３．追加情報

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により経済及び社会活動が急激に停滞したことに伴い、当社グループの業績に少なからず影響を及ぼす結果となりましたが、地域によってバラツキはあるものの、国内事業・海外事業とも概ね回復の方向に向かっております。

なお、国内・海外のいずれにおいても、新型コロナウイルス感染症拡大に関連した様々な社会的・経済的影響が与える今後の当社グループの業績への影響を注視する必要があります。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染症の影響については会計上の見積りの参考となる前例がなく、今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がないため、その動向を予測することは困難ではありますが、現時点において入手可能な情報をもとに前事業年度と同様にある一定の仮定を置いた上で、繰延税金資産の回収可能性の判断や、固定資産の減損の判定などの会計上の見積りを実施し、会計処理に反映しております。

一定の仮定としましては、海外の一部地域においてはいまだに感染の拡大が続いているものの、国内及び海外の大半の地域の事業は当事業年度の下半期には回復基調がみられたことから、翌事業年度以降における当社の業績への影響は軽微かつ限定的であると想定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動への影響については不確定要素が多く、上記の仮定に状況変化が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に少なからず影響を及ぼす可能性があります。

４．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

⑴ 関係会社株式の評価

① 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

関係会社株式 367,792百万円のうち、

LIXIL Europe S.à r.l.に係るもの 158,994百万円

ASD Holding Corp.に係るもの 54,688百万円

② その他の情報

関係会社株式のうち、LIXIL Europe S.à r.l.及びASD Holding Corp.に係る関係会社株式の評価については、帳簿価額と超過収益力を反映した実質価額を比較しております。

なお、これらの超過収益力を反映した実質価額については、連結計算書類の連結注記表「３．会計上の見積りに関する注記」に記載のとおりであります。

超過収益力を反映した実質価額は、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実質価額が著しく低下した場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の評価額に重要な影響を与える可能性があります。

⑵ 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

繰延税金資産 63,498百万円

（うち、税務上の繰越欠損金に対して計上した繰延税金資産は53,578百万円）

② その他の情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び繰越欠損金等について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識しており、課税所得の見積額は、マネジメントが承認した事業計画を基礎としております。

なお、繰延税金資産の回収可能性は、マネジメントが承認した３ヶ年分の事業計画を基礎とする収益力やタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得等を踏まえ、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかを判断しております。

課税所得の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

５．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　546,445百万円

⑵　偶発債務等

①　保証債務の内容は、次のとおりであります。

下記の関係会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

Grohe Holding GmbH	50,362百万円
LIXIL India Sanitaryware Private Limited	265百万円
その他関係会社	18百万円

下記の関係会社の金融子会社等からの借入債務に対し、保証を行っております。

Grohe Holding GmbH	24,319百万円
LIXIL GLOBAL MANUFACTURING VIETNAM Co., Ltd.	19,974百万円
株式会社ＬＩＸＩＬリアルティ	8,486百万円
株式会社ＬＩＸＩＬホームファイナンス	5,667百万円
その他関係会社	17,434百万円

下記の関係会社のリース債務に対し、保証を行っております。

株式会社久居ＬＩＸＩＬ製作所　他41社	1,393百万円

その他	381百万円

②　株式譲渡契約に基づく補償の内容は、次のとおりであります。

株式譲渡契約に基づく補償（係争事件）	4,034百万円（注）１
株式譲渡契約に基づく補償（再生計画の実行）	1,298百万円（注）２

（注）１．当社の連結子会社であったPermasteelisa S.p.A.（以下「ペルマスティリーザ社」）の株式を2020年９月30日に譲渡しておりますが、株式譲渡日までに発生しているペルマスティリーザ社の一定の係争事件について、株式譲渡日以降にペルマスティリーザ社が損失を被った場合、当社は、株式譲渡先に対し当該損失を補償する義務があります。なお、義務の履行が見込まれる金額については、貸借対照表において負債を計上済みであり、上記の金額には含まれておりません。

２．株式譲渡日以降にペルマスティリーザ社で再生計画が実行された場合、その実行に当たって生じた費用のうち、当社が再生計画の実行に必要な費用として認めるものについては、当社は、株式譲渡先に対し当該費用を補償する義務があります。なお、義務の履行が見込まれる金額については、貸借対照表において負債を計上済みであり、上記の金額には含まれておりません。

⑶　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	170,869百万円
短期金銭債務	122,727百万円
長期金銭債権	379百万円
長期金銭債務	545百万円

６．損益計算書に関する注記

⑴　損益計算書の表示について

当社は、2020年12月１日付で、当社を存続会社とし、当社の連結子会社であった株式会社ＬＩＸＩＬ（以下「旧ＬＩＸＩＬ社」）を消滅会社とする吸収合併を実行し、従来の持株会社体制から事業会社として運営する体制へと移行いたしました。

当事業年度の損益計算書の営業損益の区分の内訳に関して、従来の持株会社体制であった当事業年度の期首日から2020年11月30日までの損益については「営業収益」及び「営業費用」として表示し、事業会社として運営する体制となった2020年12月１日から当事業年度の期末日までの損益については「売上高」、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」として表示しております。

なお、本吸収合併に伴い、抱合せ株式消滅差損35,954百万円を計上しております。吸収合併の概要につきましては、「11．企業結合等に関する注記」に記載のとおりであります。

⑵　関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	41,936百万円
仕入高	36,001百万円
ロイヤルティ収入	6,377百万円
配当金収入	1,313百万円
その他の営業取引高	58,235百万円
営業取引以外の取引による取引高	11,613百万円

⑶　関係会社事業損失引当金繰入額

当事業年度において計上した関係会社事業損失引当金繰入額は、主として当社の連結子会社であるLIXIL Africa Holding (Pty) Ltd.に係るものであります。同社は、業績が低迷し収益性が著しく低下したことにより、同社の財政状態等を勘案して計上したものであります。

⑷　関係会社株式売却益

連結子会社であった株式会社ＬＩＸＩＬビバ株式の売却により、関係会社株式売却益43,760百万円を計上しております。

なお、株式譲渡の概要につきましては、「12．子会社に関する注記」に記載のとおりであります。

⑸ 減損損失

損益計算書の特別損失に減損損失を2,320百万円計上いたしました。なお、減損損失を計上した資産の主な内容は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

用途	場所	種類及び金額	
ビル用サッシ製造設備	富山県小矢部市他	建物	404
		機械及び装置	1,598
		工具器具備品	55
		その他	103
		計	2,160
売却予定資産他	東京都江東区他	機械及び装置	80
		工具器具備品	5
		その他	75
		計	160

① 資産のグルーピングの方法

当社は、遊休資産等については個別物件単位に、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮して資産をグルーピングしております。

② 減損損失認識に至った経緯

ビル用サッシ製造設備については業績が低迷し収益性が著しく低下したため、売却予定資産他は売却による損失が発生する見込みとなったことから、各当該資産の帳簿価額を回収可能価額又は売却価額まで減額し、当該減少額を特別損失として計上いたしました。

③ 回収可能価額の算定について

ビル用サッシ製造設備については回収可能価額を使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零として測定しております。

売却予定資産他については主として売却予定額を回収可能価額として使用しております。

⑹ 関係会社投資等損失

旧ＬＩＸＩＬ社は、2020年９月30日付でPermasteelisa S.p.A.（以下「ペルマスティリーザ社」）の株式譲渡を実行いたしました。

株式譲渡日までに発生しているペルマスティリーザ社の一定の係争事件について、株式譲渡日以降にペルマスティリーザ社が損失を被った場合、当社は当該損失を補償する義務があります。また、株式譲渡日以降にペルマスティリーザ社で再生計画が実行された場合、その実行に当たって生じた費用のうち、当社が再生計画の実行に必要な費用として認めるものについては、当社は当該費用を補償する義務があります。なお、当事業年度末日における当該義務に係る偶発債務の金額は、「５．貸借対照表に関する注記 ⑵ 偶発債務等」に記載のとおりであります。

さらに、旧ＬＩＸＩＬ社は、株式譲渡にあたり一定の資金を拠出いたしましたが、当該拠出額のうち、最大100百万ユーロ（12,980百万円）については、株式譲渡日から翌事業年度末までの間のペルマスティリーザ社のキャッシュ・フローの状況に応じて、返還されることとなります。当該返還額については、独立の専門家から提示されたリスク中立評価法に基づくモンテカルロ・シミュレーションにより算定された評価額に基づき、貸借対照表の投資その他の資産の区分（長期未収入金及び貸倒引当金）に計上しております。

なお、損益計算書に計上した関係会社投資等損失は、株式譲渡契約に基づく上記の項目に関して、当事業年度において計上した費用であります。

⑺　希望退職プログラム「ニューライフ」の実施について

当社グループでは、国内事業を将来にわたり、より起業家精神に富み持続可能な事業へと変革させていくため、2019年秋より包括的人事施策「変わらないと、ＬＩＸＩＬ」を導入しております。当社グループの変革を加速させるために、当社において、希望退職プログラムである「ニューライフ」を実施することを、2020年10月30日開催の当社取締役会にて決定いたしました。

①　「ニューライフ」実施の背景

国内事業は当社グループの売上収益のうち約７割を占めているだけでなく、「ＬＩＸＩＬ」ブランドとグローバル事業の成長及び変革を支えており、重要な役割を担っております。

しかしながら、国内では新築住宅市場が急速に縮小するなど、当社グループを取り巻く環境は大きく変化しており、同時に、消費者の嗜好の変化とデジタル化の進展によって、従来のビジネスモデルが通用しなくなってきております。当社が将来にわたって持続的な成長を実現するためには、事業構造を転換し、実力主義を徹底し、イノベーションと起業家精神を支えるアジャイルな組織文化を確立する必要があります。当社グループは、これらの変革が国内外での成長力を強化し、ステークホルダーの皆様への還元をより高めるものと考えております。

包括的人事施策「変わらないと、ＬＩＸＩＬ」では、「顧客志向に変える」「キャリアを変える」「働き方を変える」の３つの重点テーマを設定して、国内での施策を順次展開しております。その一環として、当社の変革と事業構造転換を加速させるにあたって、社外へのキャリアを選択する従業員を支援すべく、「ニューライフ」を実施することを決定いたしました。

②　対象者

退職日時点において、当社に在籍する40歳以上かつ勤続10年以上の正社員（工場（人事総務・経理部門以外）・物流センター・デジタル部門を除く）

③　募集期間

2021年１月12日から2021年１月22日まで

④　応募人数

965名が応募いたしました。

⑤　退職日

2021年３月25日

⑥　優遇措置

・通常の退職金に特別退職金を加算して支給します。
・本制度を利用して退職する社員に対して、本人の要望に応じて再就職のための支援を行います。

⑦　損益に与える影響額

損益計算書の特別損失に早期退職関連損失13,563百万円を計上いたしました。

７．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	23,091,431株

８．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	55,118百万円
貸倒引当金	10,118百万円
関係会社株式評価損	10,064百万円
減損損失	6,416百万円
賞与引当金	5,173百万円
有形固定資産評価差額	4,789百万円
関係会社投資等損失	3,400百万円
ソフトウェア費用	2,950百万円
関係会社事業損失引当金	2,272百万円
たな卸資産	2,247百万円
資産除去債務	1,800百万円
退職給付信託資産	1,549百万円
退職給付引当金	1,523百万円
ソフトウェア仮勘定	1,287百万円
投資有価証券評価損	809百万円
その他	7,452百万円
繰延税金資産小計	116,975百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 1,539百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 31,341百万円
評価性引当額小計	△ 32,881百万円
繰延税金資産合計	84,094百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	△ 9,385百万円
有形固定資産評価差額	△ 5,456百万円
前払年金費用	△ 3,819百万円
その他	△ 1,933百万円
繰延税金負債合計	△ 20,595百万円
繰延税金資産の純額	63,498百万円

９．関連当事者との取引に関する注記

⑴　子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社ＬＩＸＩＬ（吸収合併消滅会社）（注１）	所有 直接100%	株式の所有による支配管理、役員の兼任	出向者の受入（注２）	6	－	－
				業務委託料の支払（注３）	6,387	－	－
				ロイヤルティの受取（注４）	6,324	－	－
子会社	ＬＩＸＩＬグループファイナンス株式会社	所有 直接100%	株式の所有による支配管理、役員の兼任、資金管理業務の委託	資金の貸付（注６）	70,195	短期貸付金	70,195
				利息の受取（注６）	174	未収入金	18
				利息の支払（注６）	168	－	－
				受取手形等の譲渡（注６）	281,230	未収入金	76,450
				ファクタリング取引（注６）	63,428	買掛金 未払金	72,661 20,479

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Grohe Holding GmbH	所有 間接100%	株式の所有による支配管理	グループ内借入金に対する債務保証（注５）	24,319	－	－
				債務保証（注７）	50,362	－	－
				保証料の受取（注７）	72	未収入金	3
子会社	LIXIL GLOBAL MANUFACTURING VIETNAM CO., LTD.	所有 間接100%	株式の所有による支配管理	グループ内借入金に対する債務保証（注５）	17,000	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）当社は、2020年12月１日付で、当社を存続会社とし、当社の連結子会社であった株式会社ＬＩＸＩＬ（以下「旧ＬＩＸＩＬ社」）を消滅会社とする吸収合併を実行しております。このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引額を記載しております。

（注２）旧ＬＩＸＩＬ社が支給した出向者人件費について、実費精算を行ったものであります。

（注３）旧ＬＩＸＩＬ社との業務委託契約に基づき、業務委託料を算定しております。なお、業務委託料から請求額を控除した純額を記載しております。

（注４）旧ＬＩＸＩＬ社と協議して決定した契約上の料率に基づき算定しております。

（注５）リスクの度合いを勘案し、保証料は収受しておりません。

（注６）金融取引条件は、市場実勢を勘案し、交渉の上で決定しております。また、資金の貸付の取引金額は、当事業年度末の貸付金残高を記載しております。なお、当事業年度において、ＬＩＸＩＬグループファイナンス株式会社（以下「ＬＩＸＩＬグループファイナンス社」）が主に行ってきたグループ資金調達機能を当社に移管したことに伴い、ＬＩＸＩＬグループファイナンス社が保有していた銀行借入等の債務を当社が承継しております。

（注７）保証料率は、市場水準及びリスクの度合いを勘案し、合理的に決定しております。

⑵ 役員及び個人主要株主等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者	松本 佐千夫	（被所有）直接0.0%	当社取締役及び執行役	新株予約権の行使（注）	22	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）新株予約権の行使は、第７回新株予約権の権利行使であります。なお、取引金額は、新株予約権の権利行使による付与株式に払込金額を乗じた金額を記載しております。

10. １株当たり情報に関する注記

⑴ １株当たり純資産額　1,540円01銭

⑵ １株当たり当期純損失　△ 21円49銭

11. 企業結合等に関する注記

株式会社ＬＩＸＩＬの吸収合併について

当社は、2020年３月23日開催の取締役会において、当社の連結子会社であった株式会社ＬＩＸＩＬ（以下「旧ＬＩＸＩＬ社」）と合併することを決定し、同日付で合併契約を締結いたしました。なお、本吸収合併は、2020年12月１日に実行いたしました。

⑴ 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称　株式会社ＬＩＸＩＬ

事業の内容　住宅及びビルの建材・設備機器の製造・販売、その他住宅に付帯する事業及びその関連サービス業

② 企業結合日

2020年12月１日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、旧ＬＩＸＩＬ社を消滅会社とする吸収合併によります。

④ 結合後企業の名称

株式会社ＬＩＸＩＬグループ（注）

（注）当社は、2020年６月30日開催の定時株主総会において、合併後の存続会社の商号を「株式会社ＬＩＸＩＬ」へ変更する「定款の一部変更」議案が可決されたことにより、株式会社ＬＩＸＩＬを吸収合併後、2020年12月１日付で、商号を「株式会社ＬＩＸＩＬグループ」から「株式会社ＬＩＸＩＬ」に変更しております。

⑤ 取引の目的を含む取引の概要

当社グループは、当社の企業理念である、世界中の人びとのより豊かで快適な暮らしの実現に貢献し、持続的な競争力と成長を実現するとともに、起業家精神にあふれた企業となることを目指しております。これを達成するため、当社グループでは、迅速な意思決定ができる簡素な組織への変革を進めるとともに、コーポレート・ガバナンスの強化、生産性と効率性の向上など、様々な取組みを行っております。

当社グループは、2001年に持株会社体制に移行し、持株会社の株式会社ＩＮＡＸトステム・ホールディングスのもと、各事業会社が連携と独自性を保ちながら全体最適を目指してきました。2011年に主要事業会社５社を統合して旧ＬＩＸＩＬ社を発足した後も、持株会社体制を継続してきました。しかしながら、当社グループの経営戦略の進展に伴い、今日では、基幹事業への専念及び事業間シナジーの拡大に注力しており、2019年７月22日公表の適時開示「今後の戦略的方向性についてのお知らせ」においても述べたように、執行役及び取締役の最優先課題は、国内外の基幹事業への注力による企業価値の向上にあります。

当社と旧ＬＩＸＩＬ社の二層構造の解消は、意思決定の迅速化を図るだけでなく、経営及び人的資源の重複をなくし、追加的な運営コストを削減し、経営効率の改善につながります。さらに、変更後の組織体制では、グループ経営体制が簡素化されるため、経営の透明性が高まり、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることもできます。

これらを踏まえ、当社取締役会は、旧ＬＩＸＩＬ社を吸収合併することを決定いたしました。

⑵ 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年１月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

なお、旧ＬＩＸＩＬ社を消滅会社とする吸収合併により、抱合せ株式消滅差損35,954百万円を特別損失に計上しております。

12. 子会社に関する注記

株式会社ＬＩＸＩＬビバの株式譲渡について

当社は、2020年６月９日開催の取締役会での決定に基づき、アークランドサカモト株式会社（以下「アークランドサカモト社」）及び当社の連結子会社であった株式会社ＬＩＸＩＬビバ（以下「ＬＩＸＩＬビバ社」）との間で、ＬＩＸＩＬビバ社の普通株式に対しアークランドサカモト社が実施する現金対価の公開買付け（以下「本公開買付け」）並びに本公開買付けの成立を条件とするＬＩＸＩＬビバ社の普通株式の株式併合及びＬＩＸＩＬビバ社の自己株式取得による当社保有のＬＩＸＩＬビバ社の全普通株式のＬＩＸＩＬビバ社への譲渡（以下「本株式譲渡」）を通じた、アークランドサカモト社によるＬＩＸＩＬビバ社の完全子会社化、その他これらに付随又は関連する取引等（総称して以下「本取引」）に関する覚書（以下「覚書」）を締結すると共に、アークランドサカモト社との間で本取引に関する合意書（以下「合意書」）を締結いたしました。なお、これらの締結後、本株式譲渡に必要な諸手続を経て、2020年11月９日に株式譲渡を実行いたしました。

⑴ 株式譲渡の理由

当社グループは、起業家精神にあふれた組織を構築し、持続的な競争力と成長の実現を通じて、世界中の人びとのより豊かで快適な暮らしの実現に貢献することを目指しております。これを達成するため、当社グループでは、ガバナンスの強化、生産性と効率性の向上を図るため基幹事業への専念と事業間シナジーの推進、将来成長と財務体質の強化を図るための事業ポートフォリオの最適化など、事業運営における様々な変革を進めております。

本株式譲渡は、こうした事業構造の簡素化と組織の統合を進めることで、更なるシナジーの創出及び効率化を目指す当社グループの取り組みに合致するものです。

ＬＩＸＩＬビバ社は、ホームセンターで「住生活」に関するあらゆる商品・資材・各種工事やサービスを提供している企業です。特に、大きな売場面積で、リフォームに必要な多種多様な商品の在庫を常時確保することで、プロ事業者のワンストップ仕入を可能としている点が強みであり、業界内で確固たる地位を築いております。しかしながら、日本の人口減少に伴う客数の減少や、ドラッグストアやＥコマースの台頭等、競争環境の激化や消費者行動の変化といった外部環境のリスクが課題となっております。

ＬＩＸＩＬビバ社の事業は、流通・小売り事業であり、当社グループが注力する基幹事業とは異なっております。それゆえ、同社の株式を譲渡することにより、当社グループは、基幹事業に経営資源を集中投資して事業間シナジーを促進し、新規事業や利益成長の高い事業にも投資できるようになり、経営の効率化を図ることが期待されます。また、既にＬＩＸＩＬビバ社は事業面においては当社グループから独立しておりますが、本株式譲渡を通じ、資本関係においても独立することにより、当社グループはこれまで以上に高い独立性を持つサプライヤーとして、当社グループの重要な顧客である多くのホームセンター小売事業者とのビジネス上の関係を更に発展させることが期待されます。

⑵ 本公開買付けの概要及び株式譲渡の方法

当社は、当社、ＬＩＸＩＬビバ社及びＬＩＸＩＬビバ社の少数株主にとって最適なＬＩＸＩＬビバ社普通株式の譲渡先を選定すべく、幅広い候補先を招聘した入札プロセスを実施し、各候補先から提示された条件等を総合的に慎重に検討した結果、当社の経済価値最大化の観点のみならず、本取引に必要な資金調達をはじめとする本取引執行の確実性の観点等においても優れたアークランドサカモト社が最適な売却先であるとの結論に至りました。また、ＬＩＸＩＬビバ社においても株式価値評価額、本取引実施後の事業戦略の方向性等を総合的に慎重に検討した結果、アークランドサカモト社の提案が最善であるとの結論に至ったとのことです。その後、ＬＩＸＩＬビバ社との３社で協議を進め、当社は、2020年６月９日開催の取締役会で、本株式譲渡を通じ当社が保有するＬＩＸＩＬビバ社のすべての普通株式をＬＩＸＩＬビバ社へ譲渡することを決定し、同日付で、覚書及び合意書を締結いたしました。

本取引は、

(a) 本公開買付け、及び、本公開買付けが成立した場合であって、公開買付者（アークランドサカモト社）が本公開買付けにおいて、ＬＩＸＩＬビバ社株式のすべて（ただし、公開買付者が所有するＬＩＸＩＬビバ社株式、当社が所有する本不応募株式及びＬＩＸＩＬビバ社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合にＬＩ

ＸＩＬビバ社が行う株式併合（以下「本株式併合」）を通じて、ＬＩＸＩＬビバ社の株主を当社及び公開買付者のみとすること、

(b) 下記(c)に定義するＬＩＸＩＬビバ社自己株式取得を実行するための資金及び分配可能額を確保することを目的として、(i) 公開買付者がＬＩＸＩＬビバ社に対し、ＬＩＸＩＬビバ社自己株式取得に係る対価に充てる資金を提供すること、及び（ii）ＬＩＸＩＬビバ社において、会社法第447条第１項及び第448条第１項に基づくＬＩＸＩＬビバ社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少を行うこと、並びに

(c) 本公開買付けの成立及び本株式併合の効力発生を条件としてＬＩＸＩＬビバ社によって実施される当社が所有する本不応募株式の自己株式取得

から構成され、最終的に、公開買付者がＬＩＸＩＬビバ社を完全子会社化することを企図しているものであります。

⑶ 譲渡した相手会社の名称及び株式譲渡日

譲渡した相手会社の名称	株式会社ＬＩＸＩＬビバ
株式譲渡日	2020年11月９日

⑷ 子会社の名称及び事業内容

子会社の名称	株式会社ＬＩＸＩＬビバ
事業内容	ホームセンター事業、リフォーム事業、ヴィシーズ事業、デベロッパー事業

⑸ 売却した株式の数、売却後の持分比率、売却価額及び株式売却益

売却前の所有株式数	６株（注）
売却した株式数	６株
売却後の持分比率	－株（持分比率： －％）
売却価額	56,619百万円
株式売却益	43,760百万円

（注）ＬＩＸＩＬビバ社は、2020年10月22日を効力発生日として、3,894,550株を１株に併合する株式併合を行っております。

13. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

14. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第79期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第 416 条第１項第１号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021 年５月 20 日

株式会社 LIXIL　監査委員会

11014761

監査委員　　DocuSigned by: 鈴木 輝夫 28E82FFBB6CE4C7...

監査委員　　DocuSigned by: 内堀 民雄 1FC8D368E5AC4BA...

監査委員　　DocuSigned by: 鬼丸 かおる 65ADD2D29ACD424...

（注）　鈴木輝夫、内堀民雄及び鬼丸かおるは、会社法第２条第 15 号及び第 400 条第３項に規定する社外取締役であります。

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

株式会社ＬＩＸＩＬ
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　勝島康博

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大橋武尚

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　古川真之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ＬＩＸＩＬの2020年4月1日から2021年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

吸収合併に係る事前開示書類（変更）
（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく書類）

2022 年 6 月 2 日

東京都江東区大島二丁目 1 番 1 号
LIXIL グループファイナンス株式会社
代表取締役社長　松本 佐千夫

当会社は、2022 年 5 月 20 日付で、株式会社 LIXIL（本店所在地：東京都江東区大島二丁目 1 番 1 号。以下「LIXIL」といいます。）を吸収合併存続会社、当会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併に係る、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前開示事項を記載した書類（以下「本事前開示書類」といいます。）の備置を開始しておりますが、LIXIL の取締役会において 2022 年 3 月期に係る計算書類が承認されたことにより、以下のとおり、本事前開示書類のうち「5. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項」の「(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」を変更します。
なお、その他の事項については、本事前開示書類で既に開示した内容から変更はありません。

変更後の内容

5. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項
(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙のとおりです。

以　上

別紙　LIXILの最終事業年度（2022年3月期）に係る計算書類等（事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、監査報告及び会計監査報告）の内容

（次頁以降に添付）

第８０期 事業報告

自　２０２１年　４月　１日
至　２０２２年　３月　３１日

株式会社ＬＩＸＩＬ
東京都江東区大島二丁目１番１号

１．企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、一旦は沈静化がみられたことから経済活動は段階的に持ち直しの方向に向かったものの、新たな変異株の出現による感染の再拡大が続いており、先行きは依然として不透明な状況が続いております。住宅投資に関しては、コロナ禍における住宅需要の高まりや政府による各種の住宅取得支援施策等を受けて堅調に推移し、新設住宅着工戸数は 866 千戸（前年同期比 6.6%増）と３年ぶりの増加に転じ持ち直しの傾向がみられたものの、海外からの資材・部品の調達難による工期延長や物件引き渡し時期の遅れ等の影響が懸念されております。

世界経済に関しては、先進国を中心としたワクチン接種の普及に伴う行動制限緩和等により経済活動は回復傾向がみられ、正常化に向けて進みつつありますが、国内と同様に変異株による世界的な感染の再拡大に加え、半導体に代表される部品の調達・供給不安、サプライチェーンの寸断、資源・エネルギー価格の高騰及び海運等を中心とした物流費の大幅な上昇等の影響が継続、顕在化してきております。加えて、２月のロシアによるウクライナに対する軍事侵攻、及び各国の対ロシア経済制裁措置の発令による地政学的リスクも重なり、先行きは不透明感を増しております。

このような環境のもと、当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」）における当連結会計年度の業績は、国内事業における部品の調達難や物流のひっ迫の影響に伴う供給の遅れ等があったものの、海外事業においては特に欧州・中東・アフリカ地域及び北米地域で引き続き旺盛な需要に支えられ、加えてアジア太平洋地域でも経済活動の回復がみられたことから、売上収益は１兆4,285億78百万円（前年同期比3.7%増）と増収となりました。また、利益面においては、国内、海外とも特に下半期から顕著となった資材・エネルギー価格の高騰に加え、サプライチェーンの寸断に起因する物流費の上昇等外的要因による大幅なコスト増加があったものの、これまで重点的に取り組んできた構造改革や価格の適正化、収益性改善の施策等による成果に下支えされ、事業利益は 648 億 75 百万円（前年同期比 13.2%増）、営業利益は前連結会計年度に実施した希望退職プログラムにかかる一時費用の剥落の影響等もあり 694 億 71 百万円（前年同期比 93.8%増）、継続事業からの税引前利益は 672 億 62 百万円（前年同期比 99.0%増）となり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が最も顕著であった前連結会計年度に比してそれぞれ増益となりました。

これらの結果、子会社の売却に伴い前連結会計年度に計上した非継続事業からの当期利益がなくなったものの、非支配持分を控除した親会社の所有者に帰属する当期利益は486億３百万円（前年同期比 47.1%増）となりました。

（注）事業利益は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出しております。

事業別の概況は次のとおりであります。なお、事業別の売上収益は事業間取引消去前であり、事業利益は全社費用控除前であります。

［ウォーターテクノロジー事業］

ウォーターテクノロジー事業においては、国内、海外ともに前連結会計年度における新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う需要減少から回復をみせており、海外事業、特に欧州・中東・アフリカ地域及び北米地域の旺盛な需要に支えられ、売上収益は 8,621 億 57 百万円（前年同期比 10.0%増）、事業利益は売上収益の増加に伴う粗利増に加え、資材価格の高騰に対応した販売価格の見直し、国内におけるリフォーム商品や中高級価格帯商品の売上構成比率のアップによる利益率向上の効果等もあり 766 億 15 百万円（前年同期比 23.3%増）と増収増益となりました。

［ハウジングテクノロジー事業］

ハウジングテクノロジー事業においては、「ニューノーマル」への意識の高まり、及び在宅時間の増加による消費者心理の変化等を背景にリフォーム需要が堅調に推移しているものの、前連結会計年度における子会社売却の影響等もあり、売上収益は4,666億62百万円（前年同期比1.6%減）、事業利益は引き続き販売価格の見直しや販管費の抑制、生産効率の向上等の体質強化に向けた各種施策の効果により収益性の改善がみられたものの、主原料であるアルミ地金の想定以上の価格高騰や物流費の上昇等のコストアップ影響を大きく受け 282 億３百万円（前年同期比10.3%減）と減収減益となりました。

［ビルディングテクノロジー事業］

ビルディングテクノロジー事業においては、大型物件を中心とした工程の見直しに伴う建材供給時期の遅れ等から、売上収益は893億21百万円（前年同期比4.3%減）と減収となりましたが、事業利益は体質強化への継続的な取り組み及び生産性向上施策の進展等により利益率の改善に努めた結果 34 億 95 百万円（前年同期比 33.9%増）と増益となりました。

［住宅・サービス事業等］

住宅・サービス事業等においては、前連結会計年度における子会社売却の影響が大きく、売上収益は 302 億 74 百万円（前年同期比 35.0%減）、事業損益は販管費の抑制に努めたものの、子会社売却影響に加え資材価格の高騰もあり１億 39 百万円の事業損失（前年同期は 21 億 36 百万円の事業利益）と減収減益となりました。

事業別の売上収益及び事業損益

事業区分	2021年連結会計年度（自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）		2022年連結会計年度（自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）		前年同期比増減	
	売上収益（百万円）	事業損益（百万円）	売上収益（百万円）	事業損益（百万円）	売上収益（%）	事業損益（%）
ウォーターテクノロジー事業	783,805	62,148	862,157	76,615	10.0	23.3
ハウジングテクノロジー事業	474,291	31,435	466,662	28,203	△1.6	△10.3
ビルディングテクノロジー事業	93,375	2,611	89,321	3,495	△4.3	33.9
住宅・サービス事業等	46,556	2,136	30,274	△139	△35.0	－
消去又は全社	△19,772	△41,042	△19,836	△43,299	－	－
合計	1,378,255	57,288	1,428,578	64,875	3.7	13.2

（注）非継続事業に分類した事業は含めておりません。

（２）設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額（使用権資産を含む）は、614億62百万円であります。主なものは新製品開発投資や合理化及び設備の維持更新投資等であります。

（３）資金調達の状況

当連結会計年度においては、リファイナンス資金等に充当するため、長期借入により98億26百万円の調達を行っております。

（４）財産及び損益の状況の推移

区　　分	2019年 連結会計年度 （自 2018年４月１日 至 2019年３月31日）	2020年 連結会計年度 （自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）	2021年 連結会計年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	2022年 連結会計年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）
売上収益　（百万円）	1,692,432	1,514,449	1,378,255	1,428,578
事業利益　（百万円）	54,485	52,290	57,288	64,875
営業利益　（百万円）	49,011	32,010	35,842	69,471
親会社の所有者に帰属する当期利益又は親会社の所有者に帰属する当期損失（△）　（百万円）	△52,193	12,518	33,048	48,603
基本的１株当たり当期利益又は基本的１株当たり当期損失（△）　（円）	△179.98	43.15	113.92	167.21
資産合計　（百万円）	2,059,544	2,091,529	1,741,814	1,782,882
親会社の所有者に帰属する持分　（百万円）	533,656	502,165	552,271	612,385
１株当たり親会社所有者帰属持分　（円）	1,839.59	1,730.99	1,902.89	2,106.30
親会社所有者帰属持分比率　（%）	25.9	24.0	31.7	34.3

（注）１．事業利益は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出しております。

２．当社は2020年５月に、当社の連結子会社であったPermasteelisa S.p.A.（以下「ペルマスティリーザ社」）を売却することを決定したため、2020年連結会計年度において、ペルマスティリーザ社及び同社子会社の事業を非継続事業に分類し、2019年連結会計年度の売上収益、事業利益及び営業利益を組み替えて表示しております。また、当社は2020年６月に、当社の連結子会社であった株式会社ＬＩＸＩＬビバ（以下「ＬＩＸＩＬビバ社」）を売却することを決定したため、2021年連結会計年度において、ＬＩＸＩＬビバ社の事業を非継続事業に分類し、2020年連結会計年度の売上収益、事業利益及び営業利益を組み替えて表示しております。

（５）対処すべき課題

当社グループは、起業家精神にあふれ、持続的な成長を通じて社会に貢献できる組織の構築を目指し、中期計画の４つの柱に基づいた主要施策を着実に推進しております。

［中期計画の４つの柱］

１．持続的成長に向けた組織を作る

当社グループは、変化に俊敏に対応できる環境を構築するため、組織文化の変革を進めております。従業員が起業家精神を発揮し、活発な意見交換や実験的な取り組みを行える組織風土を醸成していきます。また、従業員が互いを尊重し、刺激を受け合い、熱意を持って取り組むことができる環境を作るとともに、社会的に意義のある大きな目標の達成を通じて従業員が一つになることができる企業を目指してまいります。

２．魅力ある差別化された製品の開発

当社グループは、多様なライフスタイル、ニーズや嗜好に対応する強いブランドを有し、これらのブランドに対する投資とその真髄となるＤＮＡの強化を進めることで、利益ある成長につなげていきます。また、変化する消費者ニーズや嗜好に対応できるよう、イノベーション、デザイン、品質の向上をさらに追求していきます。さらに、製品開発のための強い知的財産の基盤を持ち、短いサイクルで差別化された製品を市場投入できるよう「アセットライト」のビジネスモデルへ移行するとともに、国内の組織構造の見直しを行い、製品開発、生産、販売の機能を一組織に統合することで、製品開発サイクルのスピード向上を図ってまいります。

３．競争力あるコストの実現

当社グループは、バランスシートと利益率の改善に向け、新技術やインフラの活用により、効率的で柔軟なサプライチェーン管理体制を構築し、コスト管理を向上させます。さらに、間接部門の生産性を高め、必要とする部門に人員の再配置を行う等の施策推進を通じて、コスト効率の向上につなげてまいります。

４．エンドユーザー・インフルエンサーへのマーケティング

当社グループは、エンドユーザー及び工事業者、デザイナー、工務店等のインフルエンサーとの接点の拡充を図ります。また、新しいサービスの提供及び推進を通じて、リフォームに対するエンドユーザーの不安を取り除き、日本における新たなリフォーム需要を創出してまいります。

また、当社グループでは、中期計画で示した方向性の延長線上にある新たな経営の方向性として「LIXIL Playbook」を策定し、当社グループの持続的成長に向けて、以下の４つの優先課題に焦点を当てております。

［当連結会計年度における４つの優先課題と進捗状況］

①組織の簡素化と基幹事業への集中

当社グループが将来にわたって成長を続けていくには、市場ニーズに迅速に対応できる、無駄のない効率的な組織の構築が不可欠であると考えております。そのためには、基幹事業以外の事業からの撤退や組織の簡素化を進めるとともに、成長機会を捉えるための基幹事業の最適化に取り組む必要があります。

当連結会計年度においては、組織の簡素化及び基幹事業への集中に向けての施策も概ね完了し、業績の大きな変動要因となるリスクを大幅に低減することができております。加えて、過年度から継続してバランスシートの強化、キャッシュ・フローの改善や有利子負債の削減、運転資本効率の改善等により財務基盤の強化を図ることができ、基幹事業において収益性の高い成長分野に更なる投資を行うことが可能となったと考えております。

②国内事業の収益性改善

日本は当社グループにとって最大の市場であり、グローバルに展開するイノベーションを生み出すという重要な役割を担っております。一方で、国内では人口減少に伴い、新築住宅市場

も縮小傾向にあります。そのような中、国内事業は高コスト体質と従来型の人事システムという課題を抱え、市場の変化に左右されやすい事業構造となっておりました。厳しい事業環境においても持続的な発展をしていくためには、国内事業の生産性と収益性を高め、キャッシュジェネレーターへと転換させていく必要があります。

当連結会計年度においては、国内のハウジングテクノロジー事業において生産ラインのプラットフォーム化が完了し、１つの生産ラインで複数の異なる製品を生産することが可能となり、生産性の向上を実現いたしました。また、国内のウォーターテクノロジー事業においては新たな価値創造及びエンドユーザーへのアプローチを強化することで、リフォーム需要をより一層喚起し獲得するための事業プロセスの整備を進めております。一方で、人事施策面においては、引き続き国内事業の活性化に向けた包括的な人事プログラム「変わらないと、ＬＩＸＩＬ」を推進し、実力主義に基づく組織文化への転換を進めるとともに、顧客志向の徹底、あらゆる世代のキャリア開発支援、及び従業員のエンゲージメント強化を目的とした施策を実施しております。また、早期退職優遇制度（キャリアオプション制度）を通じて、多くの日本企業が直面する従業員の年齢構成の課題にも対応しております。

③ウォーターテクノロジー事業における海外事業の成長促進

当社グループは、グローバルシェアの拡大を目指し、水回り事業を中心に各国、各地域で収益性の高いカテゴリーへの参入に注力するとともに、グローバルな資産とブランドポートフォリオを活かして地域ごとの戦略を強化しております。また、当社グループは各地域の市場を牽引するパワーブランドで独自のポジションを築いており、ブランドの定義を明確化・差別化することによりグローバル市場を舞台にその強みや信頼性を最大限に活用し、更なる成長を目指しております。

当連結会計年度においては、製品の安定供給のためのサプライチェーンの強化、当社グループ内の卓越した技術を活用した新製品開発、多様化・差別化された販売チャネルを活用した拡販等の諸施策を通じて、海外事業の成長を実現すべく、強固な基盤を確立し、新規市場の開拓、シナジーの向上や商品ラインナップの拡充に注力しております。

④イノベーションによる長期的な成長基盤の確立

当社グループは、新規事業に時間とリソースを投入することで長期的に持続可能な成長を達成できるものと考えており、この取り組みを通じて将来に向けた成長につながる機会を生み出しております。よって、保有するリソースを効率的かつ機動的に投入していくことにより、常に変化するグローバル市場への対応に取り組んでいくとともに、将来性のあるイノベーションと現在有効なイノベーションの両方を創出することに注力しております。

当連結会計年度においては、国内の「LIXILオンラインショールーム」、及び欧州の「GROHE X」の展開に続き、国内で最新情報や家づくりに役立つ情報を届ける場として、動画配信サービス「LIXIL-X」をスタートさせました。これらにより、国内外でデジタル技術を活用した顧客・ブランド体験の向上とユーザー接点の強化を加速させ、業界全体のデジタルシフトを牽引することができるとともに、顧客志向の徹底によりエンドユーザーの抱える課題やニーズに沿った商品開発と市場投入が可能となったと考えております。

次期の見通しにつきましては、国内、海外ともワクチン接種の普及や治療薬の開発等の新型コロナウイルス感染症の拡大防止策が講じられる中で経済環境は持ち直しの動きが続くことが期待されますが、一方でロシア・ウクライナ紛争等の地政学的リスクに起因する世界的な情勢不安に加え、引き続き資材・エネルギー価格の高騰やコンテナ不足による物流費の上昇等の業績圧迫要因が継続することも懸念され、依然として先行きが不透明な状況が続くと見込まれます。

このような事業環境のもと、当社グループにおいては組織としての機動力や環境変化への対応力を強化してきたことに加え、経営の基本的方向性で定めた４つの優先課題への取り組みの進展が着実に成果として現れてきております。今後も不透明な事業環境が続くものと思われますが、中長期的には持続可能な成長を達成できると確信しております。また、コーポレート・レスポンシビリティ戦略で定めた目標に向かって取り組みを進めることで、ステークホルダーの皆様に提供する価値をさらに高め、ひいては、「世界中の誰もが願う、豊かで快適な住まいの実現」という当社グループの存在意義を実現するために邁進してまいります。

（6）主要な事業内容

当社グループは、事業活動を通じて、「世界中の誰もが願う、豊かで快適な住まいの実現」という企業としての存在意義を追求し、また、ウォーターテクノロジー事業、ハウジングテクノロジー事業、ビルディングテクノロジー事業及び住宅・サービス事業等を主要な事業内容とし、関連するサービス等の事業活動を展開しております。各事業の主要製品及び商品等は、次のとおりであります。

事業区分	事業内訳（主要製品及び商品等）	
ウォーターテクノロジー事業	水回り設備	（衛生機器、シャワートイレ、水栓金具、手洗器、浴槽、ユニットバス、スマート製品、シャワー、洗面器、洗面カウンター、システムキッチン等）
	その他	（住宅・ビル外装タイル、内装タイル等）
ハウジングテクノロジー事業	金属製建材	（住宅サッシ、玄関ドア、各種シャッター、門扉、カーポート、手摺、高欄等）
	木質内装建材類	（窓枠、造作材、インテリア建材等）
	その他建材類	（サイディング、屋根材等）
	その他	（太陽光発電システム等）
ビルディングテクノロジー事業	金属製建材	（カーテンウォール、ビル・店舗用サッシ等）
住宅・サービス事業等	住宅ソリューション	（工務店のフランチャイズチェーンの展開、建築請負等）
	不動産	（土地、建物、不動産管理、不動産事業のフランチャイズチェーンの展開支援等）
	金融サービス事業	（住宅ローン等）

（７）重要な子会社の状況

会　　社　　名	資本金又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ＬＩＸＩＬトータルサービス	100　百万円	100％	水回り設備及び金属製建材の販売
株式会社ＬＩＸＩＬトータル販売	75　百万円	100％	金属製建材の販売
ＬＩＸＩＬグループファイナンス株式会社	100　百万円	100％	金融サービス業
LIXIL Europe S.à r.l.	57,143　千ユーロ	100％	グローエグループの持株会社
ASD Holding Corp.	412,956　千USドル	100％	アメリカンスタンダードの北米事業の持株会社
A-S CHINA PLUMBING PRODUCTS Ltd.	24,907　千USドル	100％	アメリカンスタンダードの中国事業の持株会社
LIXIL Vietnam Corporation	743,386　百万ベトナムドン	100％	水回り設備の製造及び販売
TOSTEM THAI Co., Ltd.	2,767　百万タイバーツ	100％	金属製建材の製造及び販売
LIXIL INTERNATIONAL Pte. Ltd.	274,417　千USドル	100％	アジア地域のサプライチェーン統括会社
LIXIL GLOBAL MANUFACTURING VIETNAM Co., Ltd.	40,700　千USドル	100％	金属製建材の製造及び販売
驪住通世泰建材（大連）有限公司	43,500　千USドル	100％	木質内装建材の製造及び販売

（注）１．議決権比率には子会社による間接所有を含んでおります。
２．当社の連結子会社は138社となっております。
３．ＬＩＸＩＬグループファイナンス株式会社は2022年３月15日付で減資をしております。
４．LIXIL Vietnam Corporationは、資産規模の拡大により当社グループにおける重要性が高まったことから、当連結会計年度より当社の重要な子会社に含めております。
５．2022年５月12日に2022年７月１日付の予定で当社を存続会社としてＬＩＸＩＬグループファイナンス株式会社を吸収合併することを決定し、同日付で合併契約を締結しております。

（８）主要な拠点等

会社名	名称・所在地	
株式会社ＬＩＸＩＬ（当社）	本店	東京都江東区大島二丁目１番１号
	営業所	ＬＨＴ北海道支社　ＬＷＴ北海道支社
		ＬＨＴ東北支社（宮城県）　ＬＷＴ東北支社（宮城県）
		ＬＨＴ北関東支社（栃木県）　ＬＷＴ北関東支社（栃木県）
		ＬＨＴ甲信越支社（長野県）　ＬＷＴ甲信越支社（長野県）
		ＬＨＴ埼玉支社　ＬＷＴ埼玉支社
		ＬＨＴ千葉支社　ＬＷＴ千葉支社
		ＬＨＴ東京支社　ＬＷＴ東京支社
		ＬＨＴ神奈川支社　ＬＷＴ神奈川支社
		ＬＨＴ中部支社（愛知県）　ＬＷＴ中部支社（愛知県）
		ＬＨＴ北陸支社（石川県）　ＬＷＴ北陸支社（石川県）
		ＬＨＴ大阪支社　ＬＷＴ大阪支社
		ＬＨＴ南大阪支社（大阪府）　ＬＷＴ南大阪支社（大阪府）
		ＬＨＴ京滋支社（京都府）　ＬＷＴ京滋支社（京都府）
		ＬＨＴ兵庫支社　ＬＷＴ兵庫支社
		ＬＨＴ中国支社（広島県）　ＬＷＴ中国支社（広島県）
		ＬＨＴ四国支社（香川県）　ＬＷＴ四国支社（香川県）
		ＬＨＴ九州支社（福岡県）　ＬＷＴ九州支社（福岡県）
		ＬＩＸＩＬショールーム東京
		ＬＩＸＩＬショールーム大阪
	工場	須賀川工場（福島県）　前橋工場（群馬県）
		下妻工場（茨城県）　岩井工場（茨城県）
		土浦工場（茨城県）　石下工場（茨城県）
		深谷工場（埼玉県）　小矢部工場（富山県）
		知多工場（愛知県）　榎戸工場（愛知県）
		常滑東工場（愛知県）　上野緑工場（三重県）
		久居工場（三重県）　有明工場（熊本県）
	その他事業所	常滑ビル（愛知県）
株式会社ＬＩＸＩＬトータルサービス	本店	東京都江東区
株式会社ＬＩＸＩＬトータル販売	本店	東京都江東区
ＬＩＸＩＬグループファイナンス株式会社	本店	東京都江東区
LIXIL Europe S.à r.l.	本店	ルクセンブルク
ASD Holding Corp.	本店	アメリカ
A-S CHINA PLUMBING PRODUCTS Ltd.	本店	イギリス領ケイマン諸島
LIXIL Vietnam Corporation	工場	ベトナム
TOSTEM THAI Co., Ltd.	工場	タイ
LIXIL INTERNATIONAL Pte. Ltd.	本店	シンガポール
LIXIL GLOBAL MANUFACTURING VIETNAM Co., Ltd.	工場	ベトナム
驪住通世泰建材（大連）有限公司	工場	中国

（注）2022年６月21日開催の定時株主総会において第２号議案「定款一部変更の件」につき、株主の皆様よりご承認を頂いた後、2022年８月以降当社及び一部の子会社の本店は、東京都江東区から東京都品川区へ移転を予定しております。

（９）従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比較増減
ウォーターテクノロジー事業	31,179名	233名減
ハウジングテクノロジー事業	17,215名	171名増
ビルディングテクノロジー事業	1,378名	49名減
住宅・サービス事業等	602名	113名減
全社共通部門	1,266名	15名減
合計	51,640名	239名減

（注）１．従業員数は就業人員であり、パートタイマー、臨時雇用者数は含んでおりません。
２．住宅・サービス事業等の従業員数が前連結会計年度末に比べて113名減少しておりますが、これは主に希望退職の実施によるものであります。
３．全社共通部門として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	97,842 百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	87,975 百万円
株式会社みずほ銀行	43,158 百万円
三井住友信託銀行株式会社	30,500 百万円
株式会社日本政策投資銀行	30,000 百万円

(11) 剰余金の配当等に関する基本方針

当社では、健全な財務体質の維持を基本とし、配当金については連結ベースでの配当性向30%以上を維持すること及び自己株式の取得については機動的に行うことを方針としております。当連結会計年度については期末配当金を１株につき45円（中間配当金を含め年85円配当）といたしました。

２．会社の現況に関する事項

（１）株式に関する事項

① 発行可能株式総数　1,300,000,000株
② 発行済株式の総数　290,738,989株（自己株式22,580,170株を除く）
③ １単元の株式数　100株
④ 資本金　68,417,794,464円
⑤ 株主の総数　45,481名
⑥ 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	※ 48,591千株	16.71%
JP MORGAN CHASE BANK 385632 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	27,431千株	9.44%
株式会社日本カストディ銀行信託口	※ 12,530千株	4.31%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	9,526千株	3.28%
ＬＩＸＩＬ従業員持株会	6,361千株	2.19%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	5,532千株	1.90%
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OM04 （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	5,489千株	1.89%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	4,244千株	1.46%
第一生命保険株式会社 （常任代理人 株式会社日本カストディ銀行）	3,937千株	1.35%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	3,904千株	1.34%

（注）１．当社は、自己株式22,580千株を所有しておりますが、上記の上位10名の株主からは除いております。
２．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
３．※印は全て信託業務に係るものであります。

⑦ 所有者別株式分布状況

区分	持株数	持株比率
金融機関	87,837千株	28.03%
国内法人	22,172千株	7.08%
外国人	132,993千株	42.45%
個人その他	47,735千株	15.24%
自己株式	22,580千株	7.20%
合計	313,319千株	100.00%



（注）持株比率は、自己株式を含めて計算しております。

⑧　その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得及び自己株式の消却

当社は、2022年４月28日開催の取締役会において、会社法第459条第１項の規定による定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式消却に係る事項を決議いたしました。

（イ）自己株式の取得に係る事項

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	5,900,000株（上限）
株式の取得価額の総額	10,000百万円（上限）
取得期間	2022年５月２日～2022年７月29日
取得の方法	東京証券取引所における市場買付

（ロ）自己株式の消却に係る事項

消却する株式の種類	当社普通株式
消却する株式の総数	現在保有する自己株式のうち 22,280,000 株及び上記(イ)により取得する自己株式の全株式数
消却予定日	2022年８月31日

（２）新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に会社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

	第９回新株予約権
発行決議日	2016年９月20日
新株予約権の数	2,947個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式　294,700株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	１個当たり　43,300円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１個当たり 225,300円
権利行使期間	自 2018年10月８日 至 2023年10月７日
保有人数及び新株予約権の数 執行役を兼務する取締役	１名　　2,947個

（３）会社役員に関する事項

① 取締役の状況（2022年３月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役	瀬戸 欣哉		
取締役	松本 佐千夫		ＬＩＸＩＬグループファイナンス株式会社取締役社長(代表取締役)
取締役	ファ・ジン・ソン・モンテサーノ（Hwa Jin Song Montesano）		
取締役	内堀 民雄	監査委員 報酬委員 ガバナンス委員	
取締役	金野 志保	監査委員 ガバナンス委員	金野志保はばたき法律事務所 代表兼弁護士
取締役	鈴木 輝夫	監査委員 （委員長） ガバナンス委員	
取締役	西浦 裕二	指名委員 （委員長） 報酬委員 ガバナンス委員	
取締役	濵口 大輔	報酬委員 （委員長） 指名委員 ガバナンス委員	
取締役 取締役会議長	松﨑 正年	ガバナンス委員 （委員長） 指名委員	
取締役	綿引 万里子	指名委員 ガバナンス委員	

（注）１．瀬戸欣哉、松本佐千夫及びファ・ジン・ソン・モンテサーノの各氏は執行役を兼務しております。

２．内堀民雄、金野志保、鈴木輝夫、西浦裕二、濵口大輔、松﨑正年及び綿引万里子の各氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は内堀民雄、金野志保、鈴木輝夫、西浦裕二、濵口大輔、松﨑正年及び綿引万里子の各氏を当社が上場している国内の各証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、各証券取引所に対して届け出ております。

３．監査委員(委員長)である鈴木輝夫氏は、公認会計士として長年監査業務に従事した経験があり、監査委員の内堀民雄氏は税理士資格を有しており、それぞれ財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。

４．当社は、監査委員会の独立性と透明性・公正性を高めるため、監査委員の全員を社外取締役（非常勤)としており、監査委員会の主導により、当社及び当社子会社の内部監査部門並びに子会社監査役及び会計監査人等と密接な連携を保つことにより、効率性を目指した監査を実施しております。また、監査委員会事務局を設置して、監査委員会の活動を補助しております。

② 執行役の状況（2022年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役社長（代表執行役）	瀬戸欣哉	ＣＥＯ
執行役副社長（代表執行役）	松本佐千夫	経理・財務・M&A担当兼ＣＦＯ
執行役専務	ファ・ジン・ソン・モンテサーノ（Hwa Jin Song Montesano）	人事・総務・広報・ＩＲ・渉外・コーポレートレスポンシビリティ担当兼ＣＰＯ
執行役専務	金澤祐悟	マーケティング・デジタル・ＩＴ担当兼ＣＤＯ
執行役専務	ビジョイ・モハン（Ｂｉｊｏｙ Ｍｏｈａｎ）	LIXIL International担当
執行役専務	吉田聡	ＬＨＴ Ｊａｐａｎ担当
執行役専務	大西博之	ＬＷＴ Ｊａｐａｎ担当
執行役専務	君嶋祥子	法務・コンプライアンス担当兼ＣＬＣＯ

（注）2021年４月１日取締役会決議において、瀬戸欣哉及び松本佐千夫の各氏は代表執行役に選定され、同日就任いたしました。また、同取締役会決議において、瀬戸欣哉氏は執行役社長に選定され、同日就任いたしました。

【ご参考】執行役の状況（2022年４月１日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役社長（代表執行役）	瀬戸欣哉	ＣＥＯ
執行役副社長（代表執行役）	松本佐千夫	経理・財務・M&A担当兼ＣＦＯ
執行役専務	ファ・ジン・ソン・モンテサーノ（Hwa Jin Song Montesano）	人事・総務・広報・ＩＲ・渉外・コーポレートレスポンシビリティ担当兼ＣＰＯ
執行役専務	金澤祐悟	マーケティング・デジタル・ＩＴ担当兼ＣＤＯ
執行役専務	ビジョイ・モハン（Ｂｉｊｏｙ Ｍｏｈａｎ）	LIXIL International担当
執行役専務	吉田聡	ＬＨＴ担当
執行役専務	大西博之	ＬＷＴ Ｊａｐａｎ担当
執行役専務	君嶋祥子	法務・コンプライアンス・内部監査担当兼ＣＬＣＯ

（注）2022年３月31日取締役会決議において、瀬戸欣哉及び松本佐千夫の各氏は代表執行役に選定され、2022年４月１日付で就任いたしました。また、同取締役会決議において、瀬戸欣哉氏は執行役社長に選定され、2022年４月１日付で就任いたしました。

③　報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の算定方法に係る決定に関する方針

当社は、指名委員会等設置会社として、全委員が社外取締役で構成されている報酬委員会において、取締役及び執行役の報酬等に関する方針を決定しています。

（イ）報酬委員の職務

当社の報酬委員会規則に基づき、以下の職務を行います。

・取締役及び執行役の職務の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」）に係る方針の決定。

・取締役及び執行役の個人別の報酬等の決定。

（ロ）当該事業年度の報酬委員

2021年の定時株主総会以降、2022年の定時株主総会までの報酬委員会は、2021年の定時株主総会後の取締役会の決議によって取締役の中から選定された委員３名で構成されています。全委員が社外取締役です。

委員長：濵口　大輔

委　員：内堀　民雄、西浦　裕二

（ハ）当該事業年度の報酬委員会の開催回数と出席率

2022年３月期に報酬委員会を11回開催し、全ての委員の出席率は100％でした。

（ニ）当該事業年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

・方針の決定の方法：報酬委員会では、投資家、外部専門機関並びに当社の取締役及び執行役からの役員報酬に対する意見等を公平公正にヒアリング及び調査をし、それらを踏まえて審議を行い、客観性・透明性ある手続きに従い、報酬基本方針、報酬制度、報酬水準及び報酬ミックスを決定し、取締役会に報告しています。また、報酬委員会の決定内容は、当社の報酬委員会規則と役員報酬規則において仔細にわたり明文化して管理し、取締役及び執行役のほか、当社の役員報酬に係る部門がいつでも参照できるようにしています。

・方針の内容の概要：以下に記載の【報酬基本方針】を決定のうえ、当該基本方針に則り【報酬体系】～【各種手当】に記載の通り、報酬制度、報酬水準及び報酬ミックスの方針の内容を定めています。なお、執行役の個人別の報酬等の内容については、報酬委員会が各執行役の職責、業績、経験、人材確保の難易度のほか、業績目標やＥＳＧに関する取り組み課題等を踏まえて報酬水準や報酬ミックスを決定しています。特に中長期視点での企業価値向上への貢献が大きく期待される執行役については、総報酬に占める株価連動報酬の比率を高める等の対応をしています。

（ホ）当該事業年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容が当該事業年度の報酬決定方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

当社の当該事業年度の個人別の報酬等の設定額の決定及び支給額の算定においては、上記（ニ）に記載の方針に則り、報酬委員会での審議を経て客観性・透明性ある手続きに従い決定していることから、報酬決定方針に沿うものであると判断いたしました。

（ヘ）活動概況

2022年３月期の経営陣は、グローバルな外部環境に起因する様々なオペレーション上の課題に対して弛みなく事業や組織の見直しや強化を図り、さらにはニューノーマル社会における新たな事業機会を捉え、成長に向けた取り組みを推進してきました 。

このような状況において、報酬委員会では、グローバルな事業を通じて社会に貢献できる執行役を確保することの重要性を改めて強く認識し、グローバルな基準でも競争力のある執行役の報酬制度はどうあるべきかについて、ＣＥＯや外部専門機関との議論も踏まえて決定いたしました。このほか、社外取締役の報酬についても、コーポレートガバナンス・コードの改訂等を背景として優秀な人材の獲得競争が高まる可能性を見据えて、必要な見直しを行いました。

６月	・2022年３月期の取締役の報酬等の決定方針及び個別報酬を決議
７月～９月	・役員報酬制度の全般における課題を議論し、報酬委員会の年間計画を策定 ・2023年３月期以降を見据えた役員報酬制度の改定を審議
10月	・従来の業績連動報酬におけるクローバック条項に加え、報酬等の減額・停止の規定を追加
11月～１月	・執行役の報酬制度、報酬水準、報酬ミックス、各種手当について外部専門機関と議論 ・ＣＥＯから、当社の経営や各執行役に関する期待役割や評価等をヒアリング ・2023年３月期の執行役の報酬等の決定方針及び執行役の個別報酬を審議
２月～３月	・2023年３月期の執行役の報酬等の決定方針及び執行役の個別報酬を決議
４月	・2022年３月期の業績連動報酬の支給額の見込みと算定方法の調整有無を審議
５月	・2022年３月期の業績連動報酬の支給額を決議 ・2023年３月期の業績連動報酬の業績目標項目の数値を決議 ・2023年３月期の取締役の報酬等の決定方針の審議及び総会後の報酬委員会への申し送り事項の確認

【報酬基本方針】

取締役及び執行役の報酬については、以下に定める基本方針に従い決定します。

（イ）短期及び中長期の業績と持続的な企業価値の向上を促進する

（ロ）事業成長の加速に不可欠で有為な人材をグローバルに確保する

（ハ）株主、従業員及び全てのステークホルダーへの説明責任を果たすことのできる公正かつ合理的な報酬決定プロセスをもって運用する

（ニ）報酬委員会においては、経済・社会情勢や当社の経営状況のほか、外部専門機関の客観的指標や助言を踏まえて検討する

（ホ）個人の報酬については、職責、業績、経験、人材確保の難易度等を考慮する

【報酬体系】

経営の監視・監督をする取締役の報酬と、業績の責任を担う執行役の報酬は別体系としています。取締役が執行役を兼務する場合、執行役の報酬制度を適用します。

【取締役の報酬制度】

取締役が法定任期中の経営の監視・監督を行うに際しては、その行為が持続的な企業価値向上に資することが求められるため、取締役の報酬制度は基本報酬と株価連動報酬により構成しています。また、社外取締役が取締役会の議長、各委員会の委員長を担う場合には、当該職務に対する手当（以下「議長・委員長手当」）を支払います。

社外取締役の報酬については、2021年のコーポレートガバナンス・コードの改訂等を背景として優秀な人材の獲得競争が高まる可能性を見据えて、報酬水準を国内企業における上位グループの水準へ引き上げ、さらに株主との利害共有を深めることを目的に株価連動報酬（業績連動型ではない）を増額いたしました。

取締役の基本報酬の支給時期の決定方針、株価連動報酬の付与・支給等の時期や条件の決定方針は、本報告書の【基本報酬】と【株価連動報酬】に記載しています。議長・委員長手当は定められた年間額を12か月分に分割のうえ、月次で支給しています。

［ 取締役の報酬ミックス ］

2022年３月期の社外取締役の中央値です。

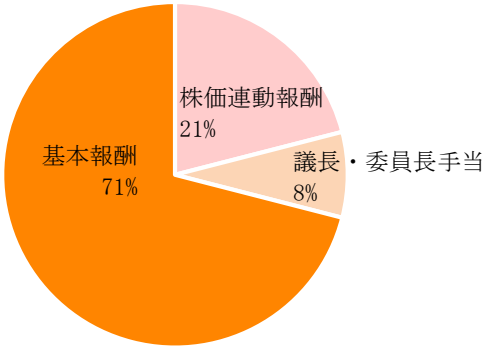

【執行役の報酬制度】

執行役の報酬制度は、事業成長の加速に不可欠で有為な人材の確保、経営目標達成への強い動機づけとその結果に応じて公平・公正に報いること、さらには株主をはじめとするステークホルダーの信頼と評価が適正に報酬に反映されることを実現するという方針のもと、基本報酬、業績連動報酬、株価連動報酬で構成しています。

また、執行役が国籍地とは異なる場所において役務を提供する場合、その他業務遂行上必要と認められる場合には、対象となる国の報酬に係る法令、慣行、水準等を勘案したうえで、当社が定める費用等を別途手当として支給する場合があります。

執行役の基本報酬、業績連動報酬、株価連動報酬及び各種手当の付与・支給等の時期や条件の決定方針は、本報告書の【基本報酬】、【業績連動報酬】、【株価連動報酬】、【各種手当】に記載しています。

［執行役の報酬ミックス］

業績連動報酬は基準額、株価連動報酬は付与額を表記しているため、実支給額とは異なります。下図の執行役専務の報酬は、2022年３月期の中央値です。

（社長）

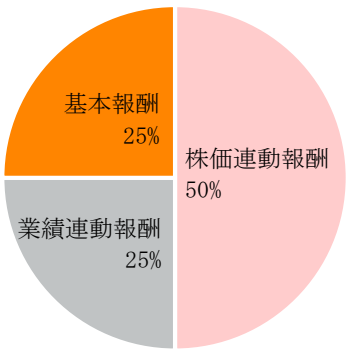

（副社長）

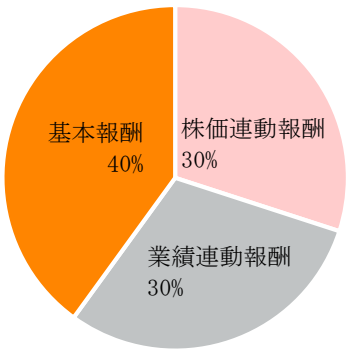

（執行役専務）

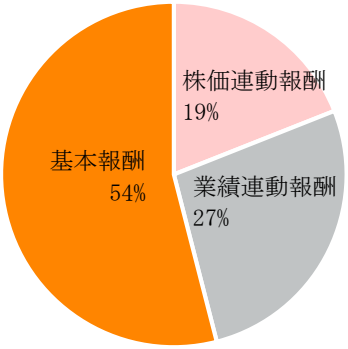

【基本報酬】

社外取締役の基本報酬は、報酬基本方針の趣旨に沿って、国内企業における上位グループの水準を参考情報として参照しながら、当社における社外取締役の役割を踏まえて決定しています。

執行役の基本報酬は、報酬基本方針の趣旨に沿って、日本国内外の報酬水準を参考情報として参照しながら、各執行役の職責、業績、経験、人材確保の難易度等を踏まえて個別に決定しています。参照する報酬水準の内容は、外部専門機関の各国データを主にGlobal Industry Classification Standardの区分に沿って、売上高や時価総額等の基準で比較しています。また、居住国を理由とする報酬格差はできるだけ解消していく方針にしています。

取締役と執行役の基本報酬は、定められた年間額を12か月分に分割のうえ、月次で支給しています。

【業績連動報酬】

業績連動報酬において重要なことは、執行役の取り組みに対する強い動機づけと、業績結果に応じて公平・公正に報いることであるため、その算定方法については、報酬委員会による執行役へのヒアリングを丁寧に行ったうえで決定します。

なお、取締役は経営の監視・監督を行う立場であることから、社外取締役の報酬には業績連動報酬はありません。

（イ）算定対象期間と支給時期

業績連動報酬の算定対象期間と会計年度は一致しています。また、支給時期については、算定対象期間に係る計算書類の内容が定時株主総会に報告された日から１か月以内に１回で支払うものとしています。

（ロ）計算式

執行役が一丸となり単年の経営目標へ取り組み、その業績結果に応じて公平・公正に報いられることを実現するため、全社業績のみで算定しています。

業績連動報酬支給額	＝	業績連動報酬の基準額（下記（ハ））	×	業績目標達成度に応じた支給率（下記（ニ）及び（ホ））

（ハ）業績連動報酬の基準額

業績連動報酬の基準額とは、算定対象期間における業績目標達成度が100%である場合に支払われる額であり、年間の基本報酬に各執行役の職責、業績、経験、人材確保の難易度等を踏まえて個別に設定された係数を乗じることにより算定されます。

（ニ）業績目標達成度

業績目標達成度は、業績連動報酬の算定対象期間の期首に決算短信等で開示された業績予想の数値に対して、有価証券報告書で開示される実績数値が達成した割合を算出して適用します。業績目標が複数ある場合は、各々の業績目標達成度に、各業績目標が業績目標全体に占める割合を乗じ、それらを合計して算出します。

業績目標項目は、重要な経営目標の一つとしている資本効率の改善の指標である投下資本利益率（以下「ＲＯＩＣ」）に加えて、事業管理指標である事業利益、親会社の所有者に帰属する当期利益（以下「当期利益」）といたしました。

業績目標項目	業績目標全体に占める割合	目標	実績	業績目標達成度（実績/目標×100）	業績目標達成度 × 各業績目標項目が目標全体に占める割合
ＲＯＩＣ	40%	5.1%	4.5%	88.2%	35.3%
事業利益	30%	80,000百万円	64,875百万円	81.1%	24.3%
当期利益	30%	47,000百万円	48,603百万円	103.4%	31.0%
全項目の業績目標達成度	－	－	－	－	90.6%

全項目の業績目標達成度 ＝ ＲＯＩＣの達成度 × 0.4 ＋ 事業利益の達成度 × 0.3 ＋ 当期利益の達成度 × 0.3

なお、ＲＯＩＣと事業利益は下記の計算方法で算出いたしました。

ＲＯＩＣ ＝ 営業利益 ×（１ － 実効税率）÷｛営業債権及びその他の債権 ＋ 棚卸資産 ＋ 固定資産（のれん等無形含む） － 営業債務及びその他の債務｝

事業利益 ＝ 売上収益 －（売上原価 ＋ 販売費及び一般管理費）

（ホ）業績目標達成度と支給率の関係

上記（ニ）で算出された全項目の業績目標達成度に応じて、業績達成への難易度と動機づけの効果を総合的に鑑み、支給率を以下の通りに設定しています。当該事業年度の業績達成度に基づく支給率は90.6%です。

なお、上記（ニ）～（ホ）の一連の計算については、支給率の算定時点において小数点第２位以下を四捨五入します。

業績目標達成度	支給率
50%未満の場合	０%
50%以上100%未満の場合	業績目標達成度と同じ
100%以上150%未満の場合	｛（業績目標達成度－100）×２＋100｝%
150%以上の場合	200%

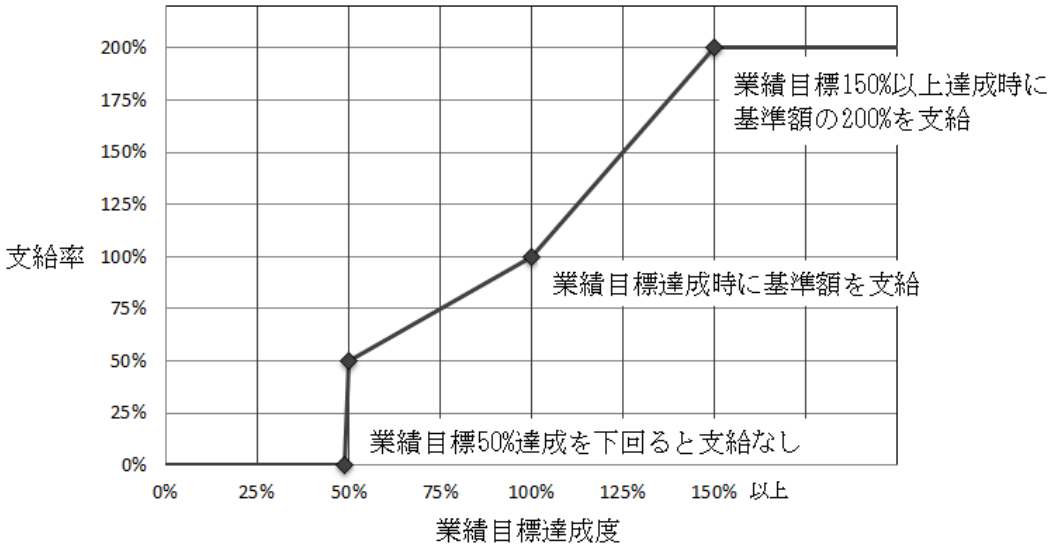

（ヘ）クローバック条項等

当社において重大な会計上の誤り又は不正による決算の事後修正が行われた場合においては、報酬委員会が当該事由に基づき、将来支払われる予定の業績連動報酬の修正又は支払済みの業績連動報酬の返還につき審議のうえ、修正又は対象執行役に対し返還を求める旨の決定をできるものとしています。また、報酬委員会は、算定対象期間に発生した事象の業績に与える影響を総合的に考慮し、業績連動報酬の算出方法の調整をできることとしています。

【株価連動報酬】

取締役及び執行役が、中長期にわたり当社の持続的な企業価値の向上を図るための監視・監督、経営判断を行うこと及び株主との企業価値共有を強めること、加えてグローバル役員報酬体系の統一により国内外から企業価値の更なる向上に資する人材を確保するために、2020年３月期から株価連動型の金銭報酬制度（ファントムストック制度）を導入しています。金銭報酬の形式をとっていますが、実質的には譲渡制限付株式制度等と同様に、株価への影響を意識した行動を取締役及び執行役に促しています。なお、当社のウェブサイトでは、各役員が所有する当社株式数と擬似株（以下「ファントムストック」）の株数を掲載しています。

（イ）付与日

各事業年度において、原則取締役は定時株主総会日に、執行役は事業年度開始日にファントムストックが付与されます。

（ロ）付与株数

社外取締役に付与されるファントムストックの株数は、年間の基本報酬に社外取締役の職責等を踏まえて設定された係数を乗じることにより算定される付与額を、付与日の前30営業日の当社株価終値の平均値で除することにより算定します。執行役に付与されるファントムストックの株数は、年間の基本報酬に各執行役の職責、業績、経験、人材確保の難易度等を踏まえて個別に設定された係数を乗じることにより算定される付与額を、付与日の前30営業日の当社株価終値の平均値で除することにより算定します。なお、算定に適用する株価は、付与日の前30営業日の当社株価終値の平均値を円単位に切り上げます。

当該制度において適用された付与時株価は、2019年11月５日付の取締役及び執行役への付与時1,968円、2020年４月１日付の執行役への付与時1,468円、2020年６月30日付の取締役への付与時1,562円、2020年８月24日付の執行役への付与時1,562円、2021年４月１日付の執行役への付与時3,075円、2021年６月22日付の取締役への付与時2,942円、2022年４月１日付の執行役への付与時2,397円となっています。

2022年３月期の付与株数は、社長が基本報酬の200%、副社長が基本報酬の75%、執行役専務（中央値）が基本報酬の35%に相当する株数でした。2022年４月１日時点で累積されているファントムストックの付与株数は、社長が344,286株、副社長が87,985株です。

（ハ）ファントムストックの付与日から確定精算日までの期間（以下「保有期間」）

取締役の保有期間については、企業価値向上へ取り組む役割と、経営を監視・監督する役割を鑑み、法定任期に合わせて１年とし、執行役については、持続的な企業価値向上へ取り組む役割と、中長期にわたり経営に携わるためのリテンションの観点から３年としています。したがって、執行役の自己都合による退任及び当社からの再任要請拒否による退任が対象保有期間の３年未満において発生した場合には、対象保有期間のファントムストックの権利は消滅します。なお、役員は、ファントムストックの保有期間において、当社の株主総会における議決権その他の株主権（剰余金の配当を受ける権利を含むがこれに限らない）を有しません。また、役員の死亡により相続人が承継する場合を除き、付与日から確定精算日までの間、本権利の全部又は一部について第三者に譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできず、又は承継させないものとしています。

（ニ）確定精算日

ファントムストックの保有期間が満了した時点において、役員が保有する全付与株数について、確定精算を行います。なお、役員の責めによらない退任（定年、死亡を含む）及び当社を消滅会社とする合併や第三者買収の結果退任する場合は、退任時点において全ての付与株数について確定精算を行います。

（ホ）確定精算額

確定精算額は、役員が確定精算日において保有しているファントムストックの付与株数に、確定精算日の前30営業日の当社株価終値の平均値を乗じることにより算定します。ただし、確定精算額は付与額の500％を上限としています。なお、算定に適用する株価は、確定精算日の前30営業日の当社株価終値の平均値を円単位に切り上げます。また、確定精算額が確定した後、１か月以内に支払うものとしています。

2022年３月期に当該制度において適用された確定精算時株価は、2021年６月22日付の取締役における2,942円となっています。

【各種手当】

執行役が国籍地とは異なる場所において役務を提供する場合、その他業務遂行上必要と認められる場合には、対象となる国の報酬に係る法令、慣行、水準等を勘案したうえで、当社が定める費用等を別途手当として支給する場合があります。ただし、その支給期間は原則として就任から３年間としています。なお、支給時期については、定められた年間額を12か月に分割のうえ月次で支給するもののほか、費用の性質により予め定められた期日に支給するものがあります。

④　当事業年度に係る取締役及び執行役の報酬等の総額

当事業年度における役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は以下の通りです。「③報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の算定方法に係る決定に関する方針」の【報酬基本方針】～【各種手当】に記載の報酬等の決定方針に基づき報酬委員会において決定された通りに支払われています。

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬	株価連動報酬	各種手当	
社外取締役	149	121	－	28	－	8
執行役	974	484	314	5	171	8
合計	1,123	605	314	33	171	16

（注）１．日本基準による金額であります。

２．上記の報酬等の額には、当社が負担する報酬等のほかに、当社子会社が負担する報酬等を含めた金額を表示しています。なお、上記の報酬等の額のうち、当社が負担する報酬等の額は1,046百万円（社外取締役８名に対し149百万円、執行役８名に対し897百万円）となっています。

３．社外取締役の基本報酬の額には「③報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の算定方法に係る決定に関する方針」の【取締役の報酬制度】に記載のとおり、議長・委員長手当が含まれています。

４．業績連動報酬及び株価連動報酬は、当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。

５．「③報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の算定方法に係る決定に関する方針」に記載の【各種手当】として、生計費補填や所得税手当等を支給いたしました。

６．執行役に関し、上記の他に当社が負担している社会保険料等が９百万円あります。

⑤　役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役、執行役、監査役、専務役員、常務役員等を含む主要な業務執行者を被保険者として会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料の負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填することとされています。ただし、被保険者の背信行為、犯罪行為、詐欺的な行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為、被保険者が違法に得た私的利益又は便宜供与等に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

⑥　社外役員に関する事項

イ．各社外役員の主な活動状況

区　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
取　締　役	内　堀　　民　雄	当事業年度開催の取締役会15回、監査委員会15回及び報酬委員会11回の全てにそれぞれ出席し、グローバル製造業のマネジメントとしての豊富な経験と高い知見や税理士としての会計・税務に関する高い専門性に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 加えて、取締役会においては、短期の経営計画の決定や資本政策等の会社としての重要な意思決定に際して、本質を捉えた指摘や助言等を積極的に行うとともに、監査委員会及び報酬委員会においては、早期の課題の発見、リスクの把握等に貢献しております。
取　締　役	金　野　志　保	2021年６月22日開催の定時株主総会において選任され、同日就任以降開催の取締役会11回及び監査委員会９回の全てにそれぞれ出席し、弁護士業務を通じて得たコーポレートガバナンスやダイバーシティに関わる深い知見に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 加えて、取締役会においては、コーポレートガバナンスに係る重要な視座の提供等を行うとともに、監査委員会においては、指名委員会等設置会社における監査体制の強化に向けた視座の提供や、法務・コンプライアンスの観点からのリスクの把握等に貢献しております。
取　締　役	鈴　木　　輝　夫	当事業年度開催の取締役会15回及び監査委員会15回の全てにそれぞれ出席し、公認会計士として長年にわたり大手監査法人において上場企業の監査業務に従事する等により培った財務会計分野での高い専門性に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 加えて、取締役会においては、事業上のリスクや課題について、積極的に改善提案を行うとともに、M＆Aや資本政策等の重要な意思決定に際して、本質を捉えた指摘や助言等を行うとともに、監査委員会の活動においては、委員長として新型コロナウイルス感染症拡大の環境下においても、当社及び当社グループ会社の監査の実効性が担保されるための各種取り組みを主導しております。

取締役	西　浦　　裕　二	当事業年度開催の取締役会15回、指名委員会12回及び報酬委員会11回の全てにそれぞれ出席し、複数企業での経営実績や多くの企業再生案件でのコーポレートガバナンス再構築にかかる豊富な知見及び経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 加えて、取締役会においては、経営方針や資本政策等の重要な意思決定、各執行役からの事業分野における報告等の各種議題において、本質を捉えた問題提起、助言等を積極的に行うとともに、指名委員会及び報酬委員会の活動においては、中長期的な企業価値の向上を見据えた施策の実行等を通して、コーポレートガバナンスの向上に貢献しております。特に、指名委員会の委員長として、コーポレートガバナンスの透明性の向上に向けた役員選任・交代プロセスの整備、社外取締役の評価制度等の各種取り組みを主導しております。
取締役	濵　口　　大　輔	当事業年度開催の取締役会15回、報酬委員会11回及び指名委員会12回の全てにそれぞれ出席し、企業年金連合会の運用執行理事を長年務めたことにより培ったコーポレートガバナンスに関する深い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 加えて、取締役会においては、資本政策や経営計画の検討等の重要テーマにおいて、問題提起や助言を積極的に行うとともに、指名委員会及び報酬委員会の活動においては、中長期的な企業価値の向上を見据えた施策の実行等のコーポレートガバナンスの向上に向けた各種取り組みに貢献しております。特に、報酬委員会の委員長として、報酬決定プロセスの更なる透明性の確保のための報酬決定プロセスの見直し、役員報酬がインセンティブの役割を果たすための報酬設計の見直し等の取り組みを主導しております。
取締役 取締役会 議長	松　﨑　　正　年	当事業年度開催の取締役会15回及び指名委員会12回の全てにそれぞれ出席し、グローバルに事業を展開する上場会社の経営に長年にわたり携わったことにより培ったコーポレートガバナンスに関する深い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 加えて、取締役会においては、取締役会議長として、議題の選定や議事進行等の役割を担うとともに、取締役会実効性評価によって認識された重点課題事項に対処すること等を通して、新型コロナウイルス感染症拡大等の重大なリスクへの対処が求められる経営環境においても、取締役会として十分な監督機能を持ち続けるための体制構築を主導しております。指名委員会の活動においては、複数企業での経験を活かして役員選任・交代プロセスの整備等の各種施策の実行に積極的に貢献しております。

取締役	綿引　万里子	2021年６月22日開催の定時株主総会において選任され、同日就任以降開催の取締役会11回及び指名委員会10回の全てにそれぞれ出席し、裁判官として多くの事件処理に当たってきた経験、高等裁判所の長官としての組織運営の経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 加えて、取締役会においては、人材育成・開発、労務等に関する専門性を活かして、当社グループにおける人材育成や多様性に関する方針等に係る重要な視座の提供等を行うとともに、指名委員会においては、社外取締役の交代計画や社外取締役の評価制度の推進等に貢献しております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が２回ありました。

ロ．責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社は社外取締役の全員と責任限定契約を締結しており、その概要は次のとおりであります。

（社外取締役の責任限定契約）

社外取締役は、本契約締結後、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度としてその責任を負担する。

ハ．当事業年度に係る社外役員の報酬等の総額

区　分	支給人数	報酬等の額
取締役	８名	149百万円

（４）会計監査人に関する事項

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき監査証明業務に係る報酬等の額	449百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	580百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

３．当社の重要な子会社のうち、LIXIL Europe S.à r.l.、ASD Holding Corp.、LIXIL Vietnam Corporation、TOSTEM THAI Co., Ltd.、LIXIL INTERNATIONAL Pte. Ltd.、LIXIL GLOBAL MANUFACTURING VIETNAM Co., Ltd.及び驪住通世泰建材（大連）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

非監査業務の内容は、企業会計基準委員会の公開した「収益認識に関する会計基準」の適用に関する助言・指導業務及びアジア太平洋地域の財務機能の安定化とガバナンス強化のための体制構築に関する助言・指導業務等であります。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人においてその職務遂行に関する公正さが確保できないものと合理的に疑うべき事情が判明した場合には、方針として解任又は不再任とすることを定めております。

（５）業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

①　業務の適正を確保するための体制

当社における内部統制及びリスクマネジメントに係る体制の主な内容は次のとおりであります。なお、これらにつきましては取締役会において、会社法に基づく内部統制システムに関する基本方針として決議しております。

イ．当社の執行役、使用人及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社（以下当社グループという）は、グループ共通の倫理規定として行動指針を定め、役員を含む全従業員が年１回の研修及び遵守の誓約を行う。

あわせて当社グループは、当社グループの役職員が当社法務・コンプライアンス担当部署又は外部の弁護士に対して直接通報を行うことができる懸念報告（内部通報）制度を整備する。

また、当社グループは、反社会的勢力を一切認めず、またその活動の助長や運営に資する疑いとなる行為に自ら関与しない。それら反社会的勢力による被害防止のため、圧力には組織で対処し、毅然とした態度で臨む。

ロ．当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に基づき、文書等の保存を行う。取締役及び監査委員は、規程に基づき、常時、その文書等を閲覧できる。また、情報の管理については、情報セキュリティ規程、個人情報保護方針を定めて対応する。

ハ．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、当社グループの抱えるリスクを常に注視するとともに、その対応の状況について確認及び指導を行う。各社にリスクマネジメント会議等を設置し、定期的に各社のリスクの状況を確認するとともに、適宜開催するリスクマネジメント委員会において、当社およびグループ各社に多大な影響を及ぼす可能性がある未知なるリスクを予測し、事前に対処する体制を整えリスク対応能力の向上に努める。さらに、定期的に開催される取締役会・執行役会等において、必要に応じて各社のリスクに対する報告を義務づけている。

さらに、当社グループは、危機管理基本規程等を定め管理し、危機発生時の管理体制を確立している。事業継続計画については、当社グループは、ＢＣＰ（Business Continuity Plan）要領書、同マニュアルに基づく教育・訓練を実施する。

ニ．当社の執行役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役会は、執行役の職務の分掌を定め、各執行役が責任をもって担当する領域を明確にする。

また、全執行役が出席する執行役会を定例的に開催し、業務執行に係る基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

さらに、執行役会の下部機関として各種委員会を設置し、グループ全体の重要な投資案件やM＆Ａ・組織再編案件等を審査し、意思決定の迅速化を図る。

また、当社グループ全体を網羅する中期経営計画及び短期計画を策定する。かかる策定の作業については、当社子会社の自立的な経営判断・独立性を尊重しながら、その意思決定をサポートする。

ホ．その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の経営についてはその自主性を尊重しつつ、事業状況の定期的な報告を受け、重要案件についての承認を行う。また、連結財務諸表の正確性、適正性を確保するため、内部統制システムを整備し、適切に運用する。

ヘ．当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人

当社は、監査委員会の職務を補助すべき専担組織として監査委員会事務局を設置する。また、当社グループの監査委員会を支える体制の充実及びグループの内部統制の強化のため、子会社の監査業務を専ら遂行する「専任監査役」を主要子会社に配置する。尚、監査委員会を補助すべき取締役は置かない。

ト．前号の使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項及び監査委員の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会事務局及び専任監査役の人事異動及び人事評価等に関しては監査委員会の決議事項としており、当該使用人の任命・異動・評価等については、事前に監査委員と人事

部門長が協議する。

また、当該使用人に対する監査委員会及び監査委員からの監査業務に必要な指示については、各部門はその指示の実効性が確保されるように適切に対応する。

チ．当社の執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制、その他の監査委員会への報告に関する体制

執行役は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員に報告する。

監査委員は、執行役または会計監査人その他の者から、重要な報告または意見もしくは書類を受領したときは監査委員会に報告する。

代表執行役と監査委員は、監査上の知見につき定期的に意見交換を行う。

また、法務部門は、懸念報告（内部通報）の状況に関し定期的に監査委員会に報告する。

監査委員は定例の取締役会に出席し、取締役会で定期的に実施される執行役の職務執行状況報告を受ける。

執行役及び従業員は、監査委員会によるヒアリング等において、職務の執行状況を監査委員に報告する。また、監査委員会が選定する監査委員は、取締役、執行役及び従業員に対して、いつでもその職務の執行に関する事項の報告を求め、また、取締役、執行役及び従業員に対して、いつでも当社の業務及び財産の状況を調査することができる権限を有する。

専任監査役は、監査委員会との定期的な会合や監査委員会事務局経由で監査実施状況の報告等を行う。

リ．当社の子会社の取締役、監査役等、業務を執行する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

当社は、定期的に当社の子会社の取締役等が出席する経営会議等を開催し、経営上の重要情報の共有に努めるとともに、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社の取締役等に対して随時当社監査委員会への出席・報告を義務づける。

また、監査委員会が選定する監査委員は、当社の子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査する権限を有する。

ヌ．当社で内部通報した者、監査委員への報告をした者が当該通報・報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの内部通報制度運用規程等において、当社グループの役職員が内部通報を行うことができることを定め、その通報の方法等を当社グループ内に周知する。また、内部通報の状況は、適時監査委員会へ報告され、規程により当該通報その他監査委員への報告による解雇その他の不利益取扱いを禁止する。

ル．当社の監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員会がその職務の執行について、当社に対し、会社法四百四条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、担当部署において審議の上その費用を負担する。

また、その職務の執行費用を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。

ヲ．その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、当社及び子会社の会計監査人や当社内部監査部門から監査内容について定期的に報告を受けるとともに、グループ各社の専任監査役等とは定期的にグループ専任監査役会議を開催し、連携を図っていく。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に基づいて内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取り組みは以下のとおりです。

イ．コンプライアンスに関する取り組み

全役職員が守るべき共通のルールとして「LIXIL行動指針」を19言語で展開し、定期的に見直しを行っております。この行動指針については、毎年当社グループの全役職員を対象に研修と遵守の誓約を行っております。また、当社グループにとって特にハイリスクな分野において、行動指針に基づきグローバル共通の基本規程・細則を制定しております。コンプライアンスに関する諸施策や活動状況は、当社や各地域等に設置されたコンプライアンス委員会に報告され、施策の進捗振り返りや、対策の議論がなされております。2022年１月には新体制に移行し、グローバル全社レベルでコンプライアンス方針、手順、プログラムの効率化や標準化を進めることで、当社グループのコンプライアンス文化と体制をさらに強化するとともに、リスク管理を向上させることを目指しております。

ロ．損失の危険の管理に関する取り組み

リスクマネジメント会議等を通じて、新年度の体制及び想定リスクの見直し状況が報告されており、また、自然災害をはじめとした危機事象については、危機管理に関する規程等を定め、発生した事象の把握と対応状況が適時に報告され、確認しております。

ハ．職務執行の適正性及び効率性に関する取り組み

取締役会は毎月１回以上開催し、重要事項の審議や主要な執行状況の報告を受けております。また、執行の意思決定等は、職務権限に関する規程に基づき効率的な業務執行を実施しております。

ニ．監査委員会監査に関する取り組み

監査委員は、取締役会、執行役会等の重要な会議へ出席し、また、監査に必要な情報について適宜報告を受けております。

また、グループ専任監査役会議の開催や会計監査人情報交換会、代表執行役意見交換会等を通じ、報告を受け連携しております。

（６）株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社では、多数の株主に株式を中長期で保有していただくことが望ましいと考え、業績を向上し企業価値を高めて、株主の支持をいただけるような施策を打ってまいります。よって、敵対的買収防衛策については、特に定めておりません。

～～～

計 算 書 類

第８０期

（自 ２０２１年4月1日 至 ２０２２年3月３１日）

貸　借　対　照　表

損　益　計　算　書

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個　別　注　記　表

株式会社ＬＩＸＩＬ

貸 借 対 照 表

（２０２２年３月３１日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
流動資産	**350,292**	**流動負債**	**349,146**
現金及び預金	5,540	支払手形	2,150
受取手形	9,325	買掛金	135,319
売掛金	99,316	契約負債	5,110
契約資産	12,926	短期借入金	86,210
未収入金	103,832	リース債務	892
商品及び製品	47,345	未払金	49,750
仕掛品	17,616	未払費用	33,323
原材料及び貯蔵品	26,106	未払法人税等	3,506
短期貸付金	24,878	賞与引当金	17,030
その他の流動資産	11,350	役員賞与引当金	290
貸倒引当金	△ 7,947	工場再編損失引当金	71
		資産除去債務	162
		その他の流動負債	15,327
固定資産	**801,637**	**固定負債**	**342,425**
有形固定資産	**259,851**	社債	65,000
建物	88,731	長期借入金	224,391
構築物	6,174	リース債務	3,411
機械及び装置	29,046	役員賞与引当金	1,060
車両運搬具	350	退職給付引当金	4,710
工具器具備品	7,306	関係会社事業損失引当金	7,623
土地	120,375	工場再編損失引当金	1,472
リース資産	3,881	資産除去債務	5,954
建設仮勘定	3,985	その他の固定負債	28,800
		負債合計	**691,572**
無形固定資産	**39,438**	純資産の部	
借地権	2,684	**株主資本**	**442,563**
ソフトウェア	23,308	**資本金**	**68,417**
ソフトウェア仮勘定	13,353	**資本剰余金**	**325,217**
その他の無形固定資産	92	資本準備金	12,478
		その他資本剰余金	312,738
投資その他の資産	**502,347**	**利益剰余金**	**96,470**
投資有価証券	40,045	利益準備金	4,847
関係会社株式	367,637	その他利益剰余金	91,622
長期未収入金	33,895	特定災害防止準備金	6
差入保証金	6,625	圧縮積立金	1,303
前払年金費用	13,969	繰越利益剰余金	90,312
繰延税金資産	66,542	**自己株式**	**△ 47,541**
その他の投資	2,342	**評価・換算差額等**	**17,666**
貸倒引当金	△ 28,712	その他有価証券評価差額金	15,676
		繰延ヘッジ損益	1,989
		新株予約権	**127**
		純資産合計	**460,357**
資産合計	**1,151,929**	**負債及び純資産合計**	**1,151,929**

損 益 計 算 書

（自　２０２１年４月１日　至　２０２２年３月３１日）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売上高		801,433
売上原価		537,865
売上総利益		**263,567**
販売費及び一般管理費		246,932
営業利益		**16,635**
営業外収益		
受取利息	473	
受取配当金	14,631	
受取賃貸料	886	
保証料収入	87	
その他の営業外収益	3,357	19,437
営業外費用		
支払利息	1,836	
社債利息	183	
賃貸収入原価	559	
関係会社事業損失引当金繰入額	2,385	
その他の営業外費用	3,338	8,302
経常利益		**27,770**
特別利益		
固定資産売却益	12,610	
投資有価証券売却益	7,131	
新株予約権戻入益	592	20,333
特別損失		
減損損失	1,206	
工場再編関連損失	160	
工場再編損失引当金繰入額	119	
関係会社投資等損失	3,297	4,784
税引前当期純利益		**43,319**
法人税、住民税及び事業税	3,215	
法人税等調整額	△ 537	2,678
当期純利益		**40,641**

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

（自 ２０２１年4月1日 至 ２０２２年3月３１日）

（単位：百万円）

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
						その他利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	特定災害防止準備金	圧縮積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2021年４月１日残高	68,417	12,478	312,172	324,651	4,847	6	1,449	72,499	78,802
会計方針の変更による累積的影響額								263	263
会計方針の変更を反映した当期首残高	68,417	12,478	312,172	324,651	4,847	6	1,449	72,763	79,066
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△ 23,237	△ 23,237
当期純利益								40,641	40,641
圧縮積立金の取崩							△ 145	145	－
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
新株予約権の行使			564	564					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	565	565	－	－	△ 145	17,549	17,403
2022年３月31日残高	68,417	12,478	312,738	325,217	4,847	6	1,303	90,312	96,470

（単位：百万円）

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
2021年４月１日残高	△ 48,609	423,262	22,903	786	23,690	928	447,881
会計方針の変更による累積的影響額		263					263
会計方針の変更を反映した当期首残高	△ 48,609	423,526	22,903	786	23,690	928	448,145
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△ 23,237					△ 23,237
当期純利益		40,641					40,641
圧縮積立金の取崩		－					－
自己株式の取得	△ 29	△ 29					△ 29
自己株式の処分	2	3					3
新株予約権の行使	1,094	1,659					1,659
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△ 7,227	1,202	△ 6,024	△ 800	△ 6,825
事業年度中の変動額合計	1,067	19,037	△ 7,227	1,202	△ 6,024	△ 800	12,211
2022年３月31日残高	△ 47,541	442,563	15,676	1,989	17,666	127	460,357

個 別 注 記 表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

イ．子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。なお、市場価格のない株式については、発行会社の財政状態の悪化等により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を実施しております。

ロ．その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。なお、時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、評価差額は損失として処理しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。なお、発行会社の財政状態の悪化等により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を実施しております。

②　デリバティブの評価基準

時価法によっております。

③　棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、一部の建物、構築物については、定額法によっております。

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

③　リース資産

イ．所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

ロ．所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③　役員賞与引当金

株価連動報酬制度に基づく支給見込額のうち、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

④　工場再編損失引当金

工場再編に係る損失に備えるため、その合理的な見積額を計上しております。

⑤　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額及び年金資産の期末残高に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務債務は、その発生時の損益として処理しております。

⑥　関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

⑷　重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ．商品及び製品の販売

当社は、主にウォーターテクノロジー事業及びハウジングテクノロジー事業において、直接の顧客である販売店及び代理店に対して商品及び製品を販売しております。当該販売取引については、原則として顧客に商品及び製品が着荷した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、着荷時点において収益を計上しております。

また、一部の商品及び製品においては販売時に据付作業を伴う場合もあります。当該据付作業については、原則として据付が完了した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、完了時点において収益を計上しております。なお、商品及び製品の納入と据付作業とは別個の履行義務として取り扱い、主に予想コストにマージンを加算するアプローチで独立販売価格を見積り、当該独立販売価格に基づき、取引価格をそれぞれの履行義務に配分しております。これらの履行義務に関する支払いは、商品及び製品の納入又は据付作業の完了後、短期のうちに受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。なお、顧客から前受金の支払いを受ける場合、契約負債が計上されます。

ロ．工事契約

当社は、主にビルディングテクノロジー事業において、長期の工事契約を締結しております。

当該工事契約については、据え付ける製品の原価や作業に係る労務費の発生が顧客の支配する資産の増価と比例すると判断しており、当該工事契約に関連した収益を、当事業年度末日現在の進捗度に応じて認識しております。進捗度は、工事契約の見積総原価に対し、実施した工事に対してその時点までに発生した工事契約原価の割合で算定しております。

一方、工事契約の成果を合理的に測定できない場合には、発生した工事契約原価のうち回収される可能性が高い範囲でのみ収益を認識し、工事契約原価を発生した期間に費用として処理しております。

なお、発生する可能性が高いと予想される損失は、直ちに費用として処理しております。また、工事契約金額が適時に確定しない場合には、契約金額が確定するまでは変動対価として得意先との交渉状況から最も可能性の高い金額を見積り、変動対価に関する不確実性がその後に解消される際に認識した収益の累計額の重大な戻し入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ収益を認識しております。工事代金については、原則として月次で出来高請求し、短期のうちに受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

進捗度に応じて認識した収益と顧客の支払との関係に応じて、契約資産又は契約負債が計上されます。契約資産は、当事業年度末日における進行中の工事契約について、顧客が対価を支払うか支払期限が到来する前に収益認識（認識した損失控除後）を行った場合、受け取る対価に対する権利のうち、債権として計上すべき金額を除いた金額をもって計上しております。一方、契約負債は、履行義務を充足する前に顧客から受け取った又は支払期限が到来した金額が収益認識額（認識した損失控除後）を超える場合、当該超過額をもって計上しております。契約資産及び契約負債の金額は、契約ごとに算定しております。

⑸　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①　ヘッジ会計

イ．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理を適用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引、商品スワップ取引、金利スワップ取引、金利通貨スワップ取引）

・ヘッジ対象

外貨建取引、原材料調達取引、資金調達に伴う金利取引及び外貨建金銭債権債務

ハ．ヘッジ方針

為替変動、原材料の価格変動、金利変動に起因するリスクを管理することを目的としております。

ニ．ヘッジの有効性評価の方法

該当する各デリバティブ取引とヘッジ対象について、債権債務額、ヘッジ取引の条件等を都度評価・判断することによって有効性の評価を行っております。

②　連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

③　連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年８月12日）を適用する予定であります。

２．会計方針の変更に関する注記

⑴　収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従来の方法に比べて、当事業年度の売上高が4,405百万円、売上原価が3,502百万円増加し、営業利益が549百万円減少し、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ94百万円増加しております。また、利益剰余金の期首残高が263百万円増加しております。

前事業年度の貸借対照表において「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示しております。また、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

⑵　時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、当事業年度の計算書類に与える重要な影響はありません。

３．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症について、当事業年度における事業活動へ与える影響は限定的であったことから、関係会社株式の評価や繰延税金資産の回収可能性の検討にあたっては、翌事業年度以降の事業活動へ与える影響は軽微であるとの仮定に基づいております。

⑴ 関係会社株式の評価

① 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

関係会社株式 367,637百万円のうち、

LIXIL Europe S.à r.l.に係るもの 158,994百万円

ASD Holding Corp.に係るもの 54,688百万円

② その他の情報

関係会社株式のうち、LIXIL Europe S.à r.l.及びASD Holding Corp.に係る関係会社株式の評価については、帳簿価額と超過収益力を反映した実質価額を比較しております。

なお、これらの超過収益力を反映した実質価額については、連結計算書類の連結注記表「２．会計上の見積りに関する注記」に記載のとおりであります。

超過収益力を反映した実質価額は、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実質価額が著しく低下した場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の評価額に重要な影響を与える可能性があります。

⑵ 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

繰延税金資産 66,542百万円

（うち、税務上の繰越欠損金に対して計上した繰延税金資産は49,485百万円）

② その他の情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び繰越欠損金等について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識しており、課税所得の見積額は、マネジメントが承認した事業計画を基礎としております。

なお、繰延税金資産の回収可能性は、マネジメントが承認した３ヶ年分の事業計画を基礎とする収益力やタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得等を踏まえ、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかを判断しております。

課税所得の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

４．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　559,216百万円

⑵　偶発債務等

①　保証債務の内容は、次のとおりであります。

下記の関係会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

Grohe Holding GmbH	64,795百万円
LIXIL India Sanitaryware Private Limited	304百万円
LIXIL WINDOW SYSTEMS PRIVATE LIMITED	171百万円
LIXIL India Private Limited	163百万円

下記の関係会社の金融子会社等からの借入債務に対し、保証を行っております。

LIXIL GLOBAL MANUFACTURING VIETNAM Co., Ltd.	21,000百万円
AS America, Inc.	13,389百万円
株式会社ＬＩＸＩＬホームファイナンス	7,467百万円
株式会社ＬＩＸＩＬリアルティ	7,455百万円
その他関係会社	17,976百万円

下記の関係会社のリース債務に対し、保証を行っております。

株式会社久居ＬＩＸＩＬ製作所　他38社	1,236百万円

その他　257百万円

②　株式譲渡契約に基づく補償の内容は、次のとおりであります。

株式譲渡契約に基づく補償（係争事件）	4,146百万円（注）１
株式譲渡契約に基づく補償（再生計画の実行）	1,367百万円（注）２

（注）１．当社の連結子会社であったPermasteelisa S.p.A.（以下「ペルマスティリーザ社」）の株式を2020年９月30日に譲渡しておりますが、株式譲渡日までに発生しているペルマスティリーザ社の一定の係争事件について、株式譲渡日以降にペルマスティリーザ社が損失を被った場合、当社は、株式譲渡先に対し当該損失を補償する義務があります。なお、義務の履行が見込まれる金額については、貸借対照表において負債を計上済みであり、上記の金額には含まれておりません。

２．株式譲渡日以降にペルマスティリーザ社で再生計画が実行された場合、その実行に当たって生じた費用のうち、当社が再生計画の実行に必要な費用として認めるものについては、当社は、株式譲渡先に対し当該費用を補償する義務があります。なお、義務の履行が見込まれる金額については、貸借対照表において負債を計上済みであり、上記の金額には含まれておりません。

⑶　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	122,308百万円
短期金銭債務	33,011百万円
長期金銭債権	1,058百万円
長期金銭債務	533百万円

５．損益計算書に関する注記

⑴　関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	117,883百万円
仕入高	107,216百万円
その他の営業取引高	150,641百万円
営業取引以外の取引による取引高	16,386百万円

⑵　減損損失

損益計算書の特別損失に減損損失を1,206百万円計上いたしました。なお、減損損失を計上した資産の主な内容は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

用途	場所	種類及び金額	
住宅建設会社向けデジタルサービス	東京都江東区	ソフトウェア	567
		計	567
ビル用サッシ製造設備他	富山県小矢部市他	建物	32
		機械及び装置	192
		工具器具備品	50
		その他	3
		計	277
売却予定資産他	熊本県玉名郡長洲町他	建物	6
		構築物	8
		機械及び装置	115
		土地	207
		その他	23
		計	361

①　資産のグルーピングの方法

当社は、遊休資産等については個別物件単位に、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮して資産をグルーピングしております。

②　減損損失認識に至った経緯

住宅建設会社向けデジタルサービスは事業再編のため、ビル用サッシ製造設備他については業績が低迷し収益性が著しく低下したため、売却予定資産他は売却による損失が発生する見込みとなったことから、各当該資産の帳簿価額を回収可能価額又は売却価額まで減額し、当該減少額を特別損失として計上いたしました。

③　回収可能価額の算定について

住宅建設会社向けデジタルサービスについては回収可能価額を使用価値により測定しており、事業再編により使用見込みが無くなったことから回収可能価額を零として測定しております。

ビル用サッシ製造設備他については回収可能価額を使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零として測定しております。

売却予定資産他については主として売却予定額を回収可能価額として使用しております。

⑶ 関係会社投資等損失

当社の連結子会社であったPermasteelisa S.p.A.（以下「ペルマスティリーザ社」）の株式を2020年９月30日に譲渡しておりますが、株式譲渡にあたり一定の資金を拠出いたしました。当該拠出額のうち、最大100百万ユーロについては、株式譲渡日から2022年３月31日までの間のペルマスティリーザ社のキャッシュ・フローの状況に応じて、返還されることとなります。当該返還額については、ペルマスティリーザ社のキャッシュ・フローの情報等を基に見積って算出しており、貸借対照表の流動資産の区分（未収入金及び貸倒引当金）に計上しております。また、損益計算書の関係会社投資等損失は、主として当該返還見込額を評価替えしたことにより計上したものであります。

６．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記 ⑷ 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

７．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	22,580,170株

８．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	49,485百万円
貸倒引当金	11,159百万円
関係会社株式評価損	10,255百万円
減損損失	5,867百万円
賞与引当金	5,191百万円
有形固定資産評価差額	4,563百万円
ソフトウェア費用	3,043百万円
関係会社投資等損失	2,678百万円
棚卸資産	2,332百万円
関係会社事業損失引当金	2,320百万円
資産除去債務	1,862百万円
退職給付引当金	1,433百万円
退職給付信託資産	1,376百万円
ソフトウェア仮勘定	1,197百万円
投資有価証券評価損	636百万円
その他	8,396百万円
繰延税金資産小計	111,801百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 26,943百万円
評価性引当額小計	△ 26,943百万円
繰延税金資産合計	84,857百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	△ 6,237百万円
有形固定資産評価差額	△ 5,448百万円
前払年金費用	△ 4,252百万円
その他	△ 2,376百万円
繰延税金負債合計	△ 18,314百万円
繰延税金資産の純額	66,542百万円

９．関連当事者との取引に関する注記

⑴　子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Grohe Holding GmbH	所有 間接100％	株式の所有による支配管理	債務保証 （注１）	64,795	－	－
子会社	LIXIL GLOBAL MANUFACTURING VIETNAM CO., LTD.	所有 間接100％	株式の所有による支配管理	グループ内借入金に対する債務保証 （注２）	16,000	－	－
子会社	AS America, Inc.	所有 間接100％	株式の所有による支配管理	グループ内借入金に対する債務保証 （注２）	13,389	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）保証料率は、市場水準及びリスクの度合いを勘案し、合理的に決定しております。

（注２）リスクの度合いを勘案し、保証料は収受しておりません。

⑵　役員及び個人主要株主等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者	瀬戸 欣哉	（被所有） 直接0.1％	当社取締役及び執行役	新株予約権の行使（注）	11	－	－
役員及びその近親者	Hwa Jin Song Montesano	（被所有） 直接0.0％	当社取締役及び執行役	新株予約権の行使（注）	102	－	－
役員及びその近親者	吉田 聡	（被所有） 直接0.0％	当社執行役	新株予約権の行使（注）	11	－	－
役員及びその近親者	大西 博之	（被所有） 直接0.0％	当社執行役	新株予約権の行使（注）	11	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）新株予約権の行使は、第７回新株予約権又は第８回新株予約権又は第９回新株予約権の権利行使であります。なお、取引金額は、新株予約権の権利行使による付与株式に払込金額を乗じた金額を記載しております。

10．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　　1,582円97銭

⑵　１株当たり当期純利益　　139円82銭

11. 重要な後発事象に関する注記

⑴ 自己株式の取得及び自己株式の消却について

当社は、2022年４月28日開催の取締役会において、会社法第459条第１項の規定による定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式消却に係る事項を決議いたしました。

① 自己株式の取得及び消却を行う理由

当社は、当社の中期的経営の方向性を示すLIXIL Strategy Playbookの下、「収益性の向上と財務体質の強化」に努めております。財務体質の強化については、中期的な目標として、連結ベースでのネット有利子負債EBITDA倍率3.5倍以下、親会社所有者帰属持分比率35％を目指しております。

収益性の向上については、日本の収益性改善と海外水まわり事業の将来成長に引き続き取り組んでまいりますが、その基本的アプローチとして、資本効率の向上をめざすアセットライト化を推進する一方で、現在の事業ポートフォリオ内におけるシナジーの一層の創出に注力しております。こうした経営の方向性と財務体質強化の進捗に照らし、資本効率の向上と株主還元の強化の観点で、当社の企業価値の向上に資するものと判断し、自己株式取得及び消却の実施を決定いたしました。

なお、今回取得する自己株式の全株式数、及び、現在保有する自己株式のうち、今後ストック・オプションの権利行使等により割り当てる可能性のある株式数（300,170株）を除いた22,280,000株については、自己株式の取得完了後に消却することを予定しております。

② 自己株式の取得に係る事項

イ．取得対象株式の種類	当社普通株式
ロ．取得し得る株式の総数	5,900,000株（上限）
ハ．株式の取得価額の総額	10,000百万円（上限）
ニ．取得期間	2022年５月２日～2022年７月29日
ホ．取得の方法	東京証券取引所における市場買付

③ 自己株式の消却に係る事項

イ．消却する株式の種類	当社普通株式
ロ．消却する株式の総数	現在保有する自己株式のうち22,280,000株及び上記②により取得する自己株式の全株式数
ハ．消却予定日	2022年８月31日

⑵　ＬＩＸＩＬグループファイナンス株式会社の吸収合併について

当社は、2022年５月12日に当社の連結子会社であるＬＩＸＩＬグループファイナンス株式会社（以下「ＬＩＸＩＬグループファイナンス社」）と合併することを決定し、同日付で合併契約を締結いたしました。

①　取引の概要

イ．結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称　　ＬＩＸＩＬグループファイナンス株式会社

事業の内容　　金融サービス業

ロ．企業結合日

2022年７月１日（予定）

ハ．企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、ＬＩＸＩＬグループファイナンス社を消滅会社とする吸収合併によります。

ニ．結合後企業の名称

株式会社ＬＩＸＩＬ

ホ．取引の目的を含む取引の概要

当社では、事業の簡素化に向けて組織の統合を進め、シナジー創出と業務の効率化を継続的に推進しています。その一環として、このたび、よりフラットでシンプルな組織を目指すとともに、当社グループ内の事務・機能配置の最適化を図るため、当社グループにおけるグループ内金融の機能別子会社としての役割を果たしてきたＬＩＸＩＬグループファイナンス社を吸収合併することといたしました。

②　実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年１月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

なお、当社の当事業年度の貸借対照表上、ＬＩＸＩＬグループファイナンス社に対する子会社株式の帳簿価額は6,672百万円であります。

また、ＬＩＸＩＬグループファイナンス社の2022年３月31日時点の貸借対照表の要旨は、次のとおりであります。

流動資産合計	135,543百万円	流動負債合計	137,745百万円
固定資産合計	14,597百万円	固定負債合計	－百万円
		純資産合計	12,395百万円
資産合計	150,141百万円	負債・純資産合計	150,141百万円

（注）資産合計150,141百万円のうち、1,325百万円は当社に対する債権であります。また、負債合計137,745百万円のうち、93,498百万円は当社に対する債務であります。

12．連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

13．その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第80期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第 416 条第１項第１号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022 年５月 20 日

株式会社 LIXIL　監査委員会

監査委員 

監査委員 

監査委員 

（注）　鈴木輝夫、内堀民雄及び金野志保は、会社法第２条第 15 号及び第 400 条第３項に規定する社外取締役であります。

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社ＬＩＸＩＬ
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴木泰司

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大橋武尚

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　古川真之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ＬＩＸＩＬの2021年4月1日から2022年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上